



足立区

地域保健福祉計画

令和6年度～令和11年度
(2024年度～2029年度)

認め・つながり・支えあう

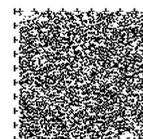
安心のまち 足立

足立区 福祉部 福祉管理課

令和7年3月発行

このマークは、音声コード「Uni-Voice
(ユニボイス)」の二次元コードです。

専用アプリで読み取ると、音声で内容
を確認できます。



足立区民憲章

足立区は、四方を川にかこまれた、歴史と伝統のある人情味あふれる東京の下町です。

わたくしたちは、足立区民であることに誇りと責任をもち、調和のとれた心豊かな住みよい足立をきずくため区民の総意でこの憲章を定めます。

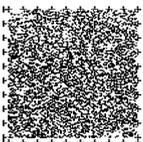
- 一 わたくしたち足立区民は、健康に心がけ元気に働き楽しい家庭をつくりましょう。

- 一 わたくしたち足立区民は、教養を高め世界をむすぶ文化のまちをつくりましょう。

- 一 わたくしたち足立区民は、おもいやりと感謝の心で明るいまちをつくりましょう。

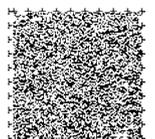
- 一 わたくしたち足立区民は、自然を愛し資源を大切にして清潔な美しいまちをつくりましょう。

- 一 わたくしたち足立区民は、きまりを守り力をあわせて自立する平和なまちをつくりましょう。



この計画書の各ページには、音声コード「Uni-Voice(ユニボイス)」の二次元コードを印刷しています。音声で計画内容を確認することができますが、文字数に制限があるため、本文を一部省略している箇所があります。

なお、二次元コードの位置を分かりやすくするため、すべてのページに半円形の切り欠きを設けています。



はじめに

足立区地域保健福祉計画の策定にあたって



足立区は、基本構想・基本計画に基づき、「協創力をつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」の実現に向けて、区民の皆様や民間事業者、行政などの多様な主体が互いの役割を果たし合い、安心して暮らせる地域社会の構築を進めてきました。

ここ数年、先行きの見えない物価高騰や深刻な人手不足が区民生活や区内産業に様々な影響を及ぼし、保健福祉分野においては、子どもが家事や家族の世話などを日常的に行う「ヤングケアラー」や、子育て中の世代の方が親族の介護も同時に担う「ダブルケア」等の複雑化した課題が生じています。

こうした社会情勢を踏まえ、区は新たに「足立区地域保健福祉計画」(令和6年度から令和11年度)を策定しました。

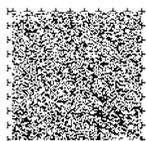
本計画では、基本構想・基本計画の内容を踏まえ、「認め・つながり・支え合う 安心のまち 足立」を基本理念としました。この理念のもと、地域保健福祉のより一層の推進を図り、「地域共生社会」の実現を目指します。

また、様々な課題や潜在的ニーズに寄り添い、支援していくための「重層的支援体制の整備」を進める第一歩として、令和6年4月に「福祉まるごと相談課」を創設しました。既存の制度や単独の組織では対応が難しい相談や困りごとをまるごと受け止め、寄り添える体制を構築することで、複雑化した課題や潜在的ニーズに積極的に対応していきます。

今後も、区民の皆様や地域の関係団体・機関の皆様と共に本計画の着実な推進を図ってまいりますので、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、足立区地域保健福祉推進協議会の皆様をはじめ、御協力いただきましたすべての皆様に、心より感謝申し上げます。

令和7年3月
足立区長 近藤 やよい



足立区地域保健福祉計画に寄せて



人と人のつながりがいかに大切なものか。
新型コロナウイルス感染症によって、様々な活動が制約される
中で、多くの方々が感じられたことと思います。

今回の地域保健福祉計画の策定もコロナ禍ではじまり、書面での会議となった時もありましたが、地域の実態に基づいて協議することを大切にしてきました。

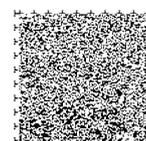
具体的には、足立区が把握している統計データに加えて、多様な機関・団体等で活動されている策定委員の声とともに地域懇談会を開催して区民の声を直接聴き、また自ら困りごとを訴えることが難しい人びとの声を代弁してもらうために、社会福祉関係の専門職を対象としたアンケート調査等を行ってきました。

その結果、孤独・孤立、8050問題、ヤングケアラー等に対する支援の充実を求める声が多く寄せられ、それらに対応するため、本計画では重層的支援体制の整備を掲げています。

これは、現在国が進めている包括的支援体制の構築に向けた重層的支援体制整備事業の趣旨とも重なるものであり、分野横断的な連携による家族支援や、人びとが社会とのつながりの中で暮らせるための参加支援、さらには地域づくりを一体的に推進しようとするものです。

本計画では、「福祉まるごと相談課」による取り組み等、さまざまな新規事業が盛り込まれています。この計画を契機として、誰もが幸せに暮らせる足立区となるよう多様な活動が豊かに展開されていくことを願っています。

令和7年3月
足立区地域保健福祉推進協議会 会長
地域保健福祉計画策定部会 部会長 菱沼 幹男



足立区地域保健福祉計画 目次

第1章 計画策定の考え方

1 概要	8
2 計画策定方法	9
3 計画の位置づけ	10
4 計画期間	12
5 計画の進行管理	13
6 計画の名称	14
7 SDGsとの関連	15

第2章 足立区の現状とアンケート・地域懇談会の実施結果

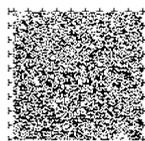
1 データから見る足立区の現状	18
2 地域福祉に係るアンケート 実施結果	28
3 地域懇談会 実施結果	34

第3章 基本理念、基本方針、施策体系

1 基本理念	40
2 基本方針	42
3 重層的支援体制整備事業	44
4 基本理念・基本方針実現に向けた施策体系	46
5 重層的支援体制整備の推進に係る指標	48

第4章 重層的支援体制の整備

1 重層的支援体制整備事業における各事業	52
2 足立区での重層的支援体制の展開	53
3 包括的相談支援・参加支援	54
4 重層的支援体制整備事業実施計画	58
5 重点施策と各施策の関係	59



第5章 施策推進

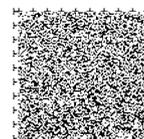
施策① 複合・複雑課題や狭間への寄り添い支援	68
包括的な相談支援体制の整備／複合的な課題や制度の狭間への支援	
施策② 多様な福祉事業の展開	72
高齢者支援／障がい者支援／災害時支援(避難行動要支援者) 権利擁護の推進・虐待防止／生活困窮者支援／ひきこもり支援 外国人支援	
施策③ 子ども・若者の成長を切れ目なく支援	94
子ども・子育て支援／食育支援／不登校対策・ひきこもり支援／発達支援 子どもの貧困対策・若年者支援／ひとり親支援／ヤングケアラー支援	
施策④ 自立に向けた住宅確保要配慮者等への生活支援	112
住まい確保の支援・居住支援／就労支援・資格取得支援	
施策⑤ 地域福祉の担い手の発掘と地域活動の推進	118
民生・児童委員活動／更生保護活動の支援／町会・自治会活動への支援 地域福祉の担い手の育成と連携強化／絆づくり事業 居場所・交流の機会づくり	
施策⑥ 多様な保健衛生事業の展開	130
健康づくりの推進／母子保健事業／自殺対策／感染症対策／食品衛生 環境衛生／医薬衛生／動物との共生	

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進	152
---------------	-----

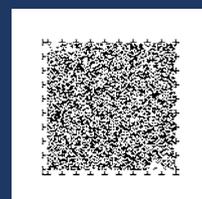
第7章 資料編

1 地域保健福祉を取り巻く国、都の動向	156
2 社会福祉法(抄)	159
3 計画策定の経過・検討体制	160
4 足立区地域保健福祉推進協議会条例/条例施行規則	164
5 パブリックコメント(区民意見募集制度)実施結果	166
6 その他資料(足立区の現状)	167
7 用語説明	174



第1章

計画策定の考え方



第1章 計画策定の考え方

1 概要

(1) 策定の背景・目的

かつては、家庭や地域のつながりの中で支援・解決してきた課題や困りごと、少子高齢化や核家族化の進行、住民同士の結びつきの希薄化等に伴い解決は困難になり、老老介護、**認認介護**※、ひきこもり等新たな社会問題が顕在化してきました。

このような社会状況を踏まえ、平成12年に介護保険法が施行されるとともに、社会福祉事業法が社会福祉法（以下「法」という。）に改正されました。

この改正により、新たに「地域福祉計画の策定」が規定され、地方公共団体が任意で、地域福祉計画を策定できるようになりました。

その後、制度や分野の狭間で支援の届きにくい8050問題※やダブルケア※、ヤングケアラー※等、本人や家庭で複数の課題が重なり、従来の縦割りの公的支援だけでは対応しきれないケースも増加してきました。

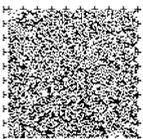
これを受け、平成29年の法改正では、地域福祉計画を福祉分野の上位計画として位置づけ、当該計画の策定が地方公共団体の努力義務に規定されました。

これまで足立区では、高齢者保健福祉計画、障がい者計画などの個別計画を一括りにすることで、地域福祉計画と位置づけてきましたが、社会状況や法改正をふまえ、**「地域保健福祉計画」**の名称で新たに計画を策定します。

※ 認認介護・8050問題・ダブルケア・ヤングケアラー

- **認認介護**: 認知症の高齢者が認知症の高齢者を介護している状態
- **8050問題**: 高齢の親と働いていない独身の中年の子が同居している世帯
- **ダブルケア**: 「子育て」と「親や親族の介護」の時期が重なり、両方を並行して担わなければならない状態
- **ヤングケアラー**: 本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども

詳細は第7章 資料編 用語説明(P174)参照



2 計画策定方法

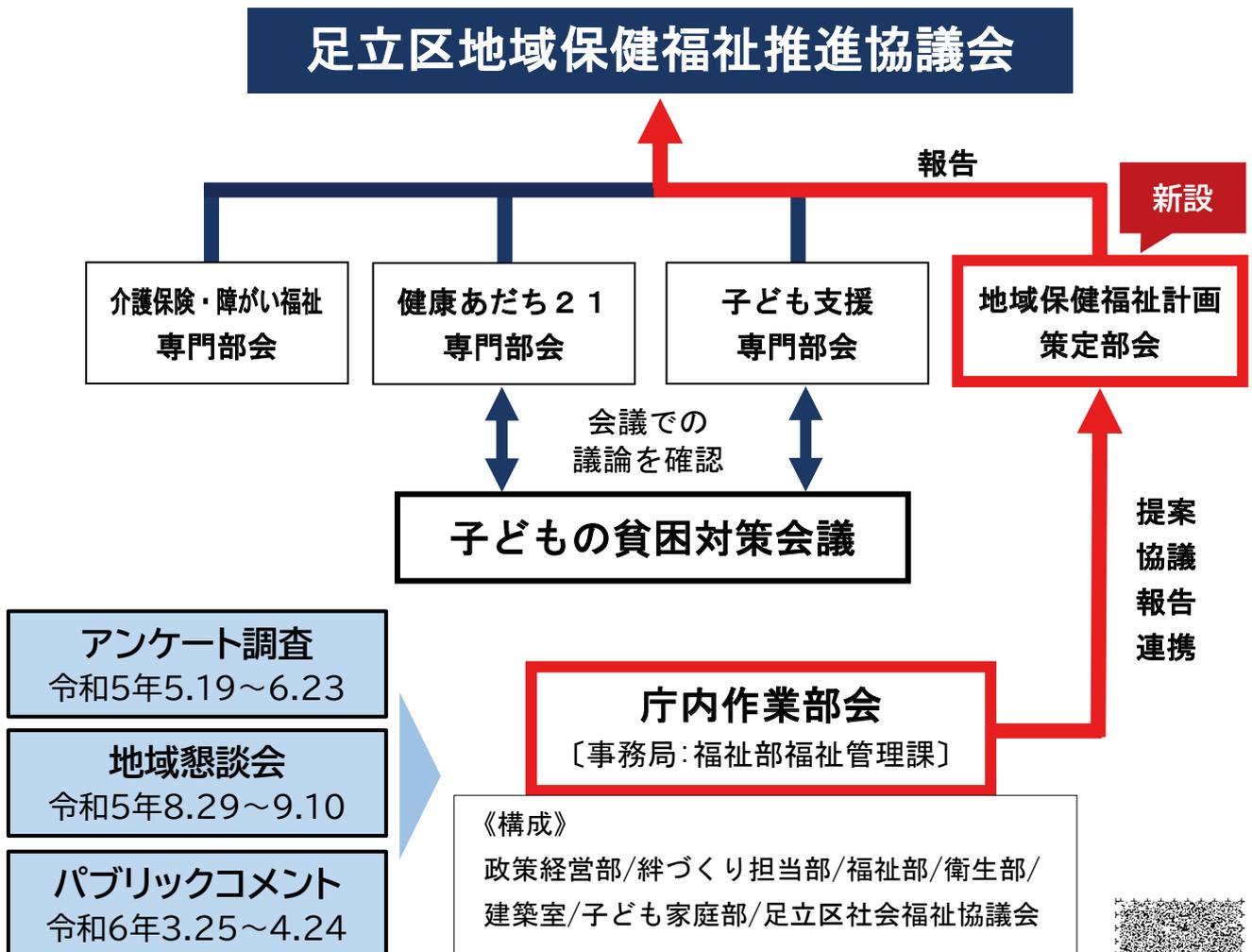
本計画の策定には、分野横断的な検討を要することから、区における地域保健福祉を推進する附属機関であり、福祉における各分野から幅広く委員が選出されている、足立区地域保健福祉推進協議会に諮りながら進めました。

足立区地域保健福祉推進協議会の中に、専門部会として新たに地域保健福祉計画策定部会を設け(令和4年8月新設)、関連部署により構成する庁内作業部会とともに、検討を行いました。

また、地域福祉に係るアンケートや地域懇談会*を行うことで、地域での課題や困りごとについて把握・意見交換するとともに、パブリックコメントを実施し、足立区に即した計画を目指しました。

※ アンケートや地域懇談会の実施結果は第2章(P28)へ

地域懇談会:地域福祉に関する課題や困りごと・支援ニーズを把握・共有するため、計画策定過程の一環で実施

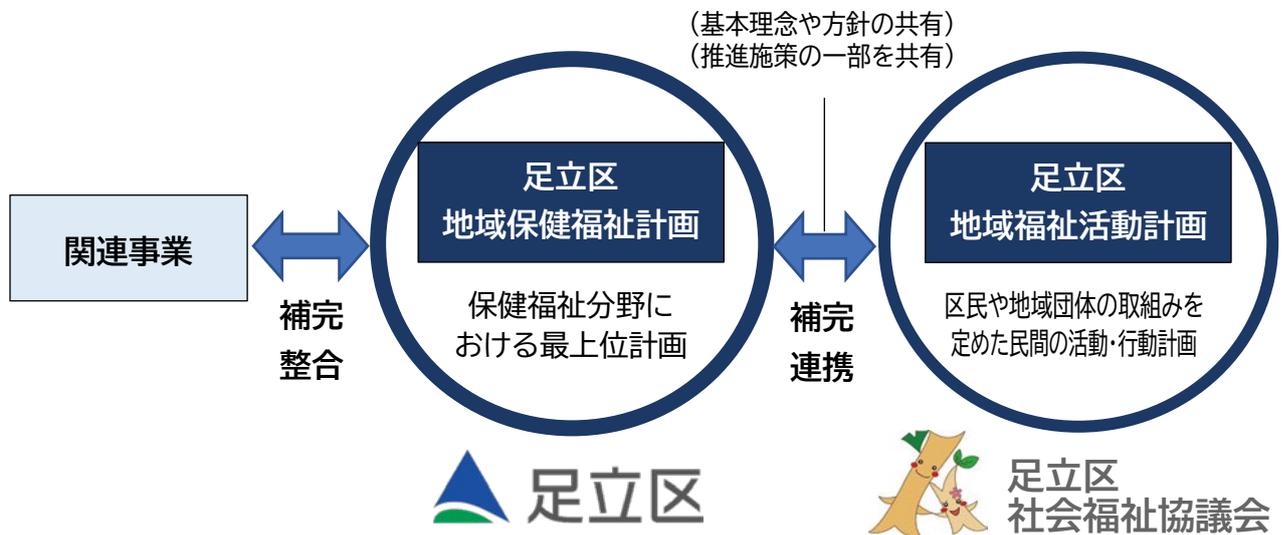


3 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、区の最上位計画である「足立区基本構想」及び「足立区基本計画」に基づき、保健福祉に関する高齢者、障がい者、子ども・子育て等の各種計画の共通事項を定める上位計画として位置づけ、庁内横断的に施策に取り組むことを目的として策定します。

また、地域福祉を推進するため、足立区社会福祉協議会が策定している「足立区地域福祉活動計画」とも整合を図り、連携・補完していきます。

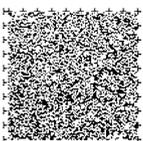


(2) 本計画の特徴

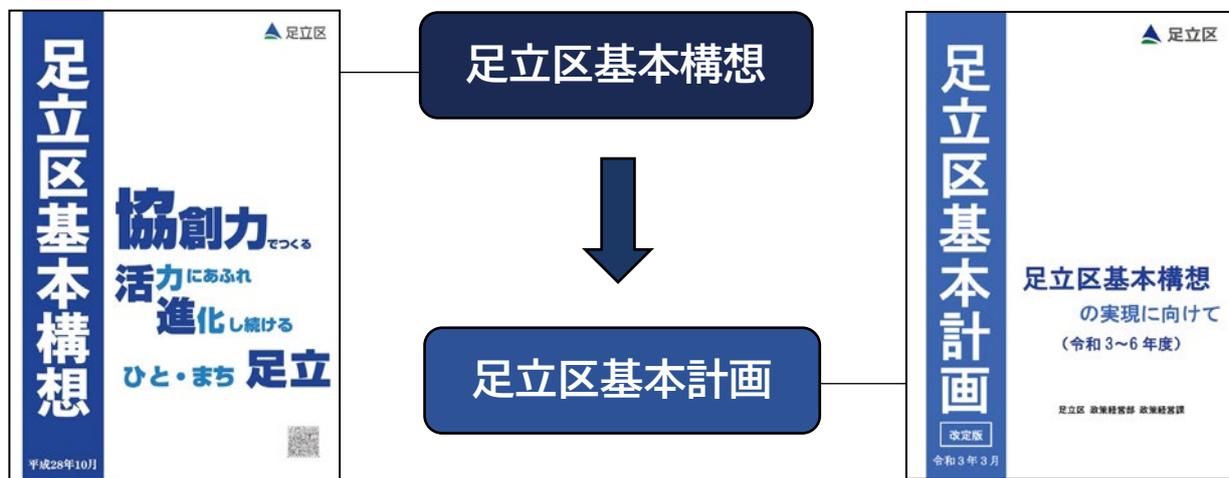
本計画は、次の4つの特徴をもちます。

- ① 地域保健福祉における理念や方向性を明らかにし、足立区の**基本構想・基本計画を具現化**
- ② **保健福祉分野の最上位計画**に位置付け、関連する個別計画の中に具体的な施策や事業の詳細を掲載
- ③ 法第107条*の規定に基づく「地域福祉計画」として、関連する個別計画を横断する**「共通の理念」**や**「共通して取り組むべき事項」**を記載
- ④ 足立区社会福祉協議会が策定している「足立区地域福祉活動計画」と、相互に補完・連携することにより区の地域福祉をさらに推進

※ 条文は第7章資料編(P159)参照

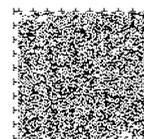
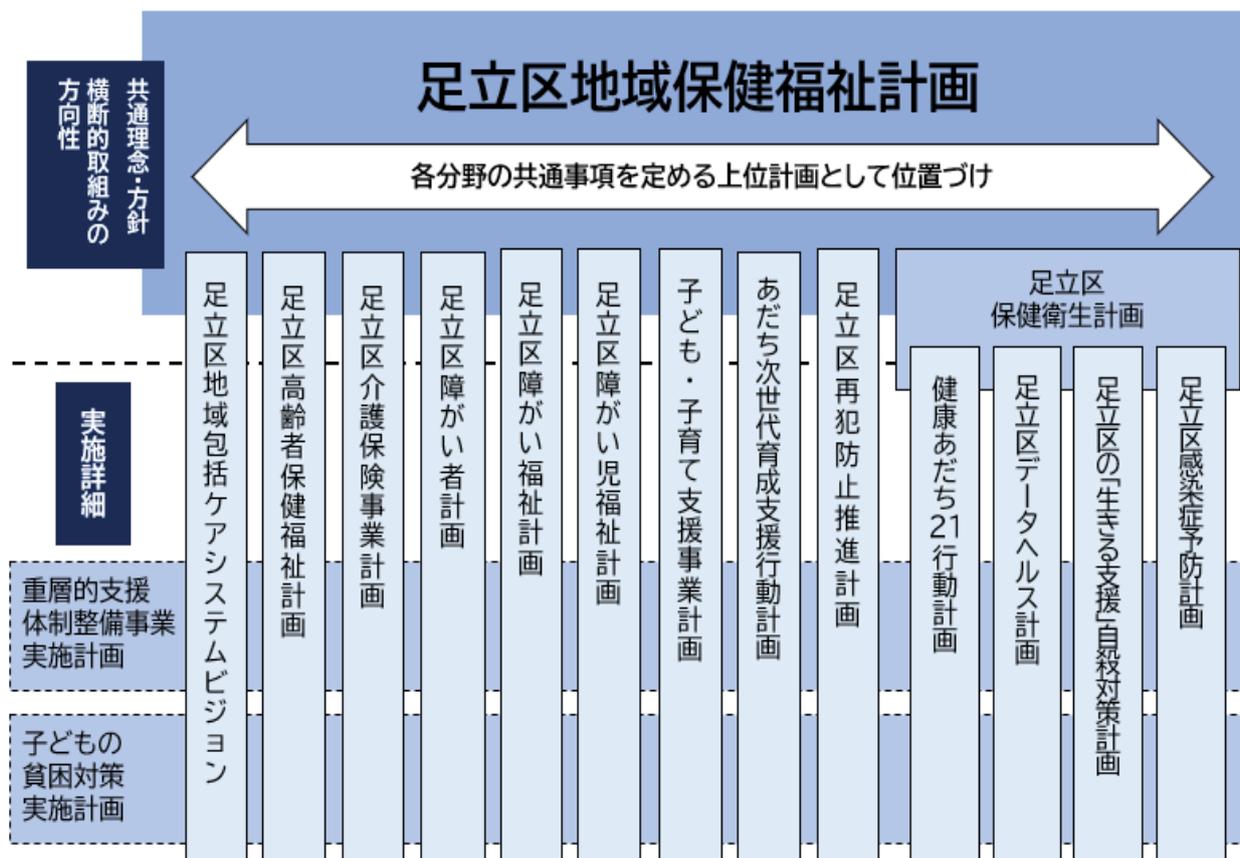


足立区地域保健福祉計画 位置づけイメージ



30年後の足立区を見据えた区民と行政の共通目標と将来像を示す計画
【平成28年度策定】

基本構想で示した将来像の実現に向けて、区政全体の目標や基本的な考え方、具体的な施策を体系的に定めた計画
【令和3年度～令和6年度】



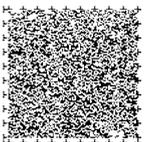
4 計画期間

本計画は、令和6年度から11年度までの6か年計画とします。

また、中間期にあたる令和8年度から9年度に、見直しを予定しています。

なお、関連する個別計画の改定に際しては、本計画の基本理念・基本方針・重点施策を踏まえた見直しを行います。

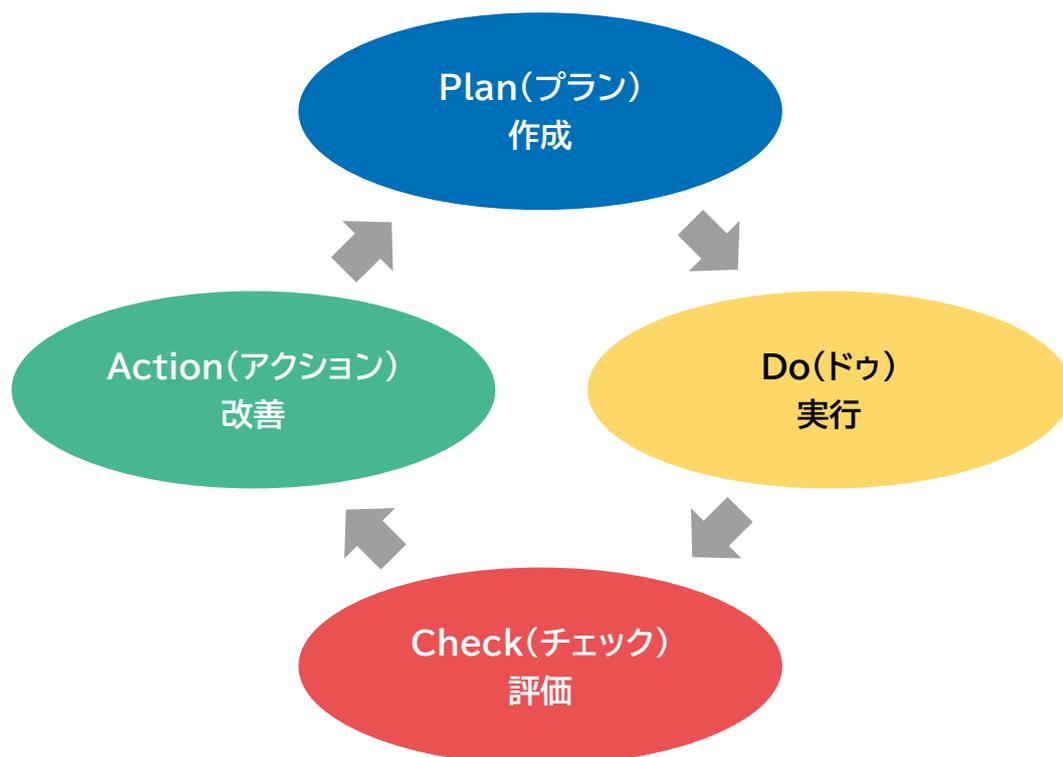
計画名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
足立区基本計画	現行	次期					
足立区地域保健福祉計画	現行					中間見直し	次期
足立区地域包括ケアシステムビジョン	現行	足立区地域保健福祉計画に統合					
足立区高齢者保健福祉計画		第9期		第10期		第11期	
足立区介護保険事業計画		第9期		第10期		第11期	
足立区障がい者計画	現行					次期	
足立区障がい福祉計画		第7期		第8期		第9期	
足立区障がい児福祉計画		第3期		第4期		第5期	
子どもの貧困対策実施計画	第2期	第3期				第4期	
子ども・子育て支援事業計画	第2期	第3期				第4期	
あだち次世代育成支援行動計画		第3次					
足立区データヘルス計画		第3期				第4期	
足立区の「生きる支援」自殺対策計画	第1次	第2次					
足立区再犯防止推進計画		現行			次期		
足立区感染症予防計画		現行					次期



5 計画の進行管理

計画の進行管理は「PDCAサイクル(P(プラン):作成、D(ドゥ):実行、C(チェック):評価、A(アクション):改善)」により実施し、重層的支援体制整備事業に係る指標※を用いて、定期的に推進状況を確認・把握していきます。

※ 指標は第3章 P48参照



— Plan (プラン：作成) —

従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する。

— Do (ドゥ：実行) —

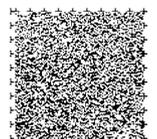
計画に沿って業務を行う。

— Check (チェック：評価) —

業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。

— Action (アクション：改善) —

実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする。



6 計画の名称

法令上の名称は「地域福祉計画」ですが、足立区では安心な暮らしのため、地域福祉※・地域保健※の推進を両輪として、関連分野を横断的につなぐことをより明確にすることから、「足立区地域保健福祉計画」とします。

※ 地域福祉・地域保健

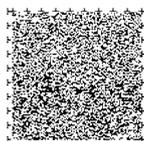
■ 地域福祉

区民の皆さんが、住み慣れた地域において安心して暮らし続けられるよう、問題を抱える方々への直接的な公的支援だけでなく、地域社会とつながりを持ち、地域社会を構成する多様な方々とお互い支え合いながら、行政機関や福祉の専門家等と協力しあい、課題解決に向けて取り組む考え方

■ 地域保健

「健康」を個人の自己実現を図るための資源・手段として捉え、「すべての政策に健康の視点を入れる」ことを保健福祉の枠を超えて取り組み、区民や行政・民間との協創により「健康づくり運動」を展開する考え方

これを受けて、地域を取り巻く環境の変化や急速な少子高齢化の進展に即応し、区民の多様化かつ高度化する保健・衛生・生活環境に関する需要に的確に対応できるよう関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、健康の保持・増進を総合的に推進していくこと。



7 SDGsとの関連

本計画の上位計画である足立区基本計画では、区の施策とSDGsの関連について、以下のように謳っています。

SDGsを重要な指針のひとつとして施策を展開し、持続可能なまちづくりやQOL(区民生活の質)の向上を図っていきます。また、SDGsの理念や国の動向を踏まえながら各施策を着実に推進していくことで、SDGsの達成に寄与することとします。

足立区基本計画改定版(令和3年3月)
第5章 SDGsの理念を踏まえた施策の展開 から抜粋

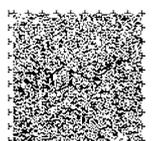
知ると分かる。すると変わる。



SDGs MODEL ADACHI

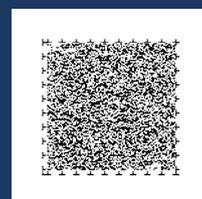
そのため、本計画においても、施策展開にあたってはSDGsを重要な指針として位置づけ、SDGsの「誰一人取り残さない」理念のもと推進していきます。

なお、本計画に係るSDGs目標は、以下の11項目です。



第2章

足立区の現状と
アンケート・地域懇談会の実施結果



第2章 足立区の現状とアンケート・地域懇談会の実施結果

1 データから見る足立区の現状

(1) 様々な“ひと”で構成される足立区

およそ69万人が暮らす足立区は、様々な“ひと”で構成されています。

足立区基本構想に掲げる将来像「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」を実現するためには、誰もが一人の人間として尊重され、社会の一員として、お互いを認めあうことが必要です。

高齢の方や要介護認定を受けた方、障がいのある方、子どもや大人、難病を患う方や認知症の方、人種・国籍・文化の違いなど様々ですが、誰もが足立区を、その地域を構成する“ひと”であることに変わりありません(図1～6)。

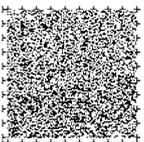
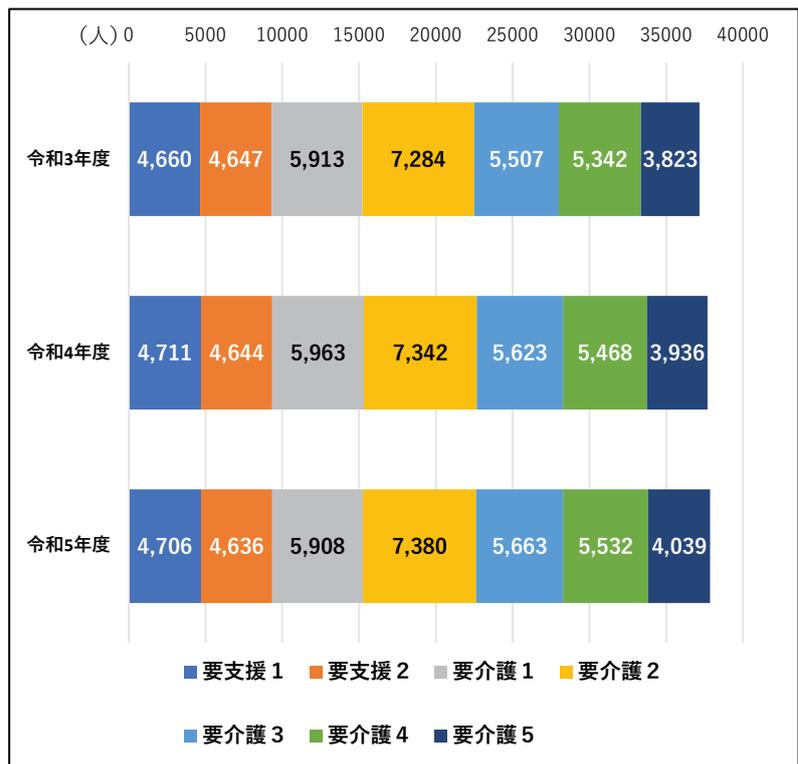
多くの方々が暮らす足立区だからこそ、一人ひとりがお互いを尊重し、認めあうことで、誰もが自分らしく、生きがいを持って暮らしていける足立区を創っていく必要があります。

【図1:要介護(要支援)認定者数の推移】

要介護(要支援)認定者数は、要介護2が最も多く、次いで要介護1、要介護3となっています。

要介護(要支援)認定者数は35,000人を超えており、特別区比較において、23区中2番目の数です(令和5年4月1日現在)。

また、第1号被保険者数(65歳以上の方)に占める認定数の割合(認定率)は21.76%であり、特別区比較において、23区中5番目の数値となっています(令和5年4月1日現在)。



【図2 障がい者数の推移】

【身体障害者手帳の取得者数】

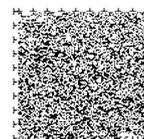
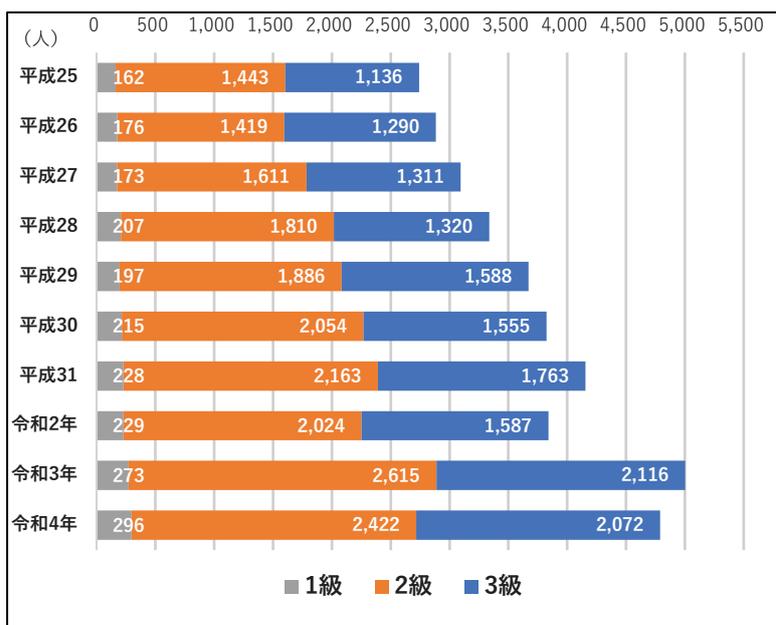
手帳取得者総数は横ばい傾向にあるものの、種類別では、聴覚平衡機能障がいが増えて増加傾向が見られます。



【精神障害者保健福祉手帳の取得者数】

いずれの度数においても増加傾向にあります。特に1級に該当する方について、平成25年から令和4年で2倍近く増えています。

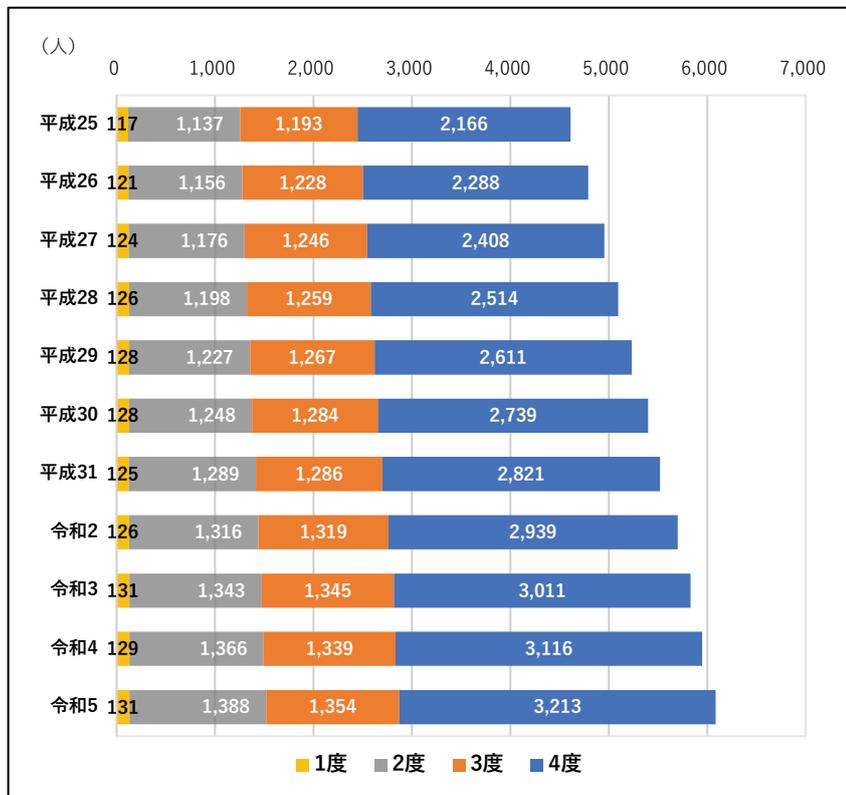
- 1級:日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 2級:日常生活が著しい制限を受ける、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする。
- 3級:日常生活若しくは社会生活が制限を受ける、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする。



【愛の手帳(東京都療育手帳)の取得者数】

いずれの度数においても増加傾向にあり、特に4度*に該当する方が多くなっています。

※ 4度:知能指数 (IQ)がおおむね 50~75 で、簡単な社会生活の決まりに従って行動することが可能であるが、新しい事態や時や場所に応じた対応は不十分



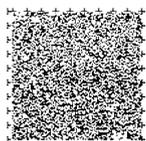
■愛の手帳(東京都療育手帳)とは？

東京都愛の手帳交付要綱に基づき、発達期(18歳未満)に何らかの原因により知的機能の障がいがおこり、そのために日常生活に相当な不自由を生じ、福祉的配慮を必要としている方に交付されます。

交付には、心身障害者福祉センター及び多摩支所(18歳以上の知的障がい者)、各児童相談所(18歳未満の知的障がい児)の判定を受ける必要があります。



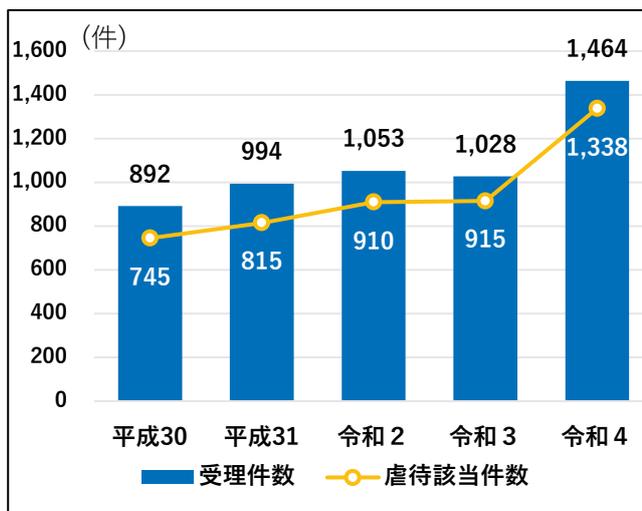
東京都心身障害者福祉センター ホームページから掲載



【図3：児童虐待受理※件数及び虐待該当件数】

社会的な意識の高まりにより、相談・通報が増えたことに加え、児童相談所から区への虐待案件の送致も開始されたこともあり、増加傾向となっています。

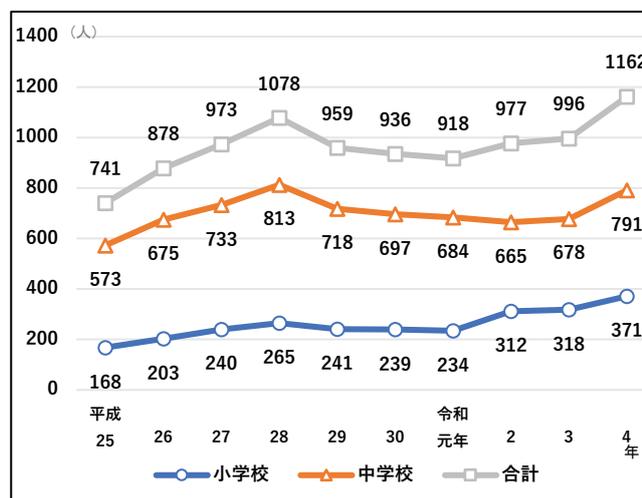
※ 足立区での受理件数であり、電話による連絡・通告が大半を占める。



【図4：不登校児童・生徒数の推移】
(累計30日以上欠席者)

不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、「無気力・不安(ただ漠然とした不安・周囲の期待に対する不安等)」が理由の欠席が多く(小学校 51%・中学校 61%)、背景と状況は複雑・多様化しています。

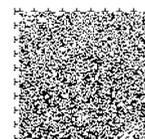
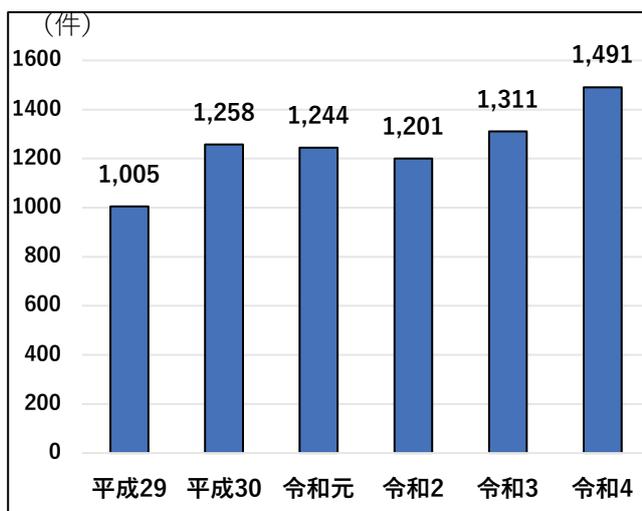
ここ数年の学校や家庭における環境の変化により、精神的なストレスが大きな要因となったと考えられます。



【図5：発達相談件数の推移】

0歳から18歳未満の発達に関する悩みや心配ごと(発達障がいを含む)の相談は、増加傾向にあります。

相談の内訳として、“発達について”と“言葉の遅れ”が各年度で多くを占めています。



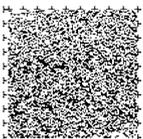
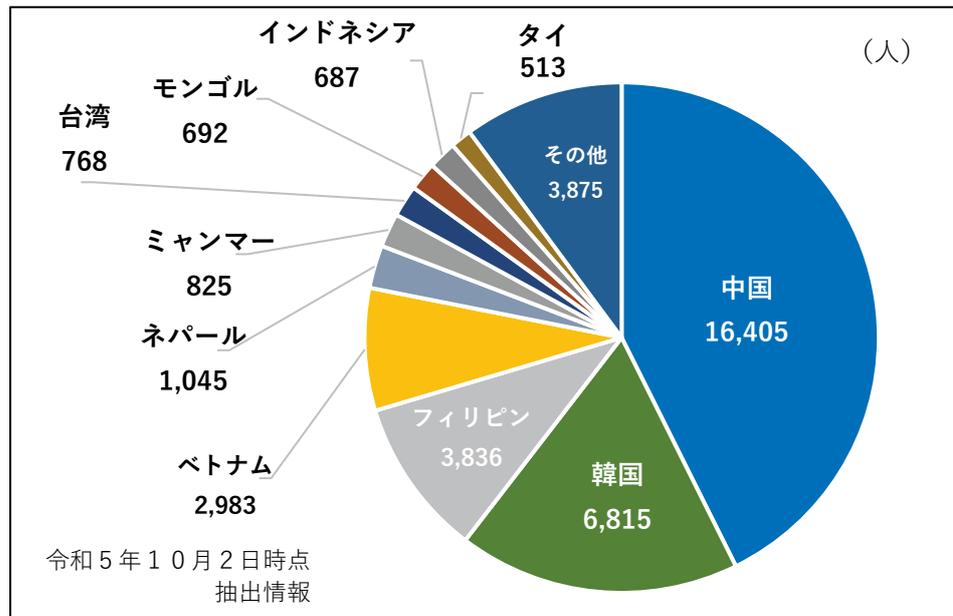
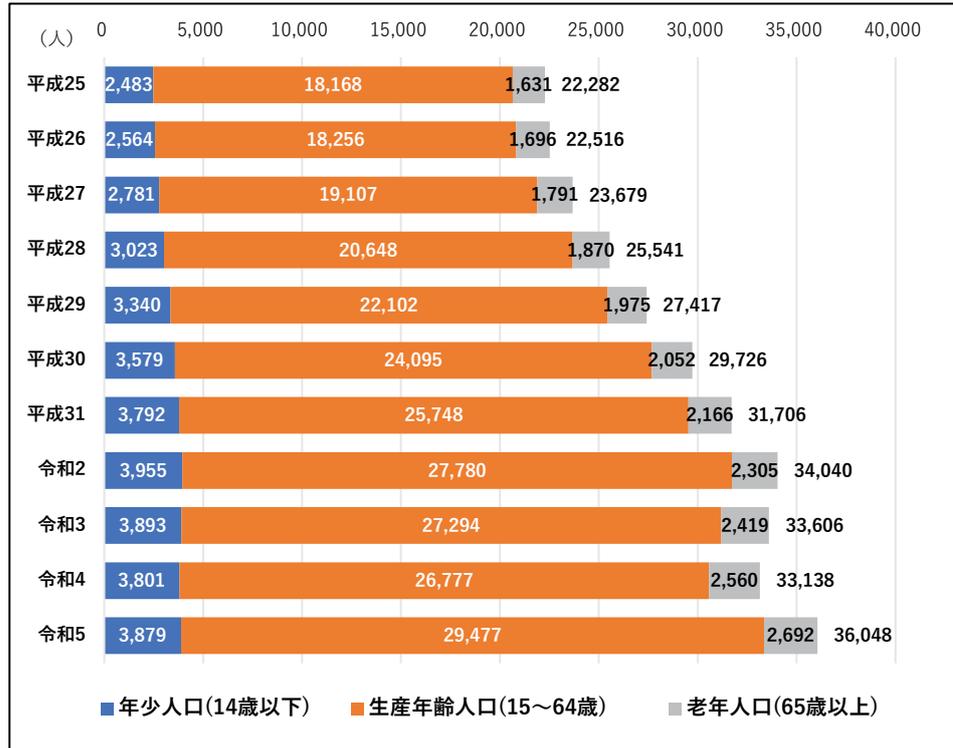
【図6：外国人人口の推移】

足立区には、外国籍の方が多く暮らしており、その数は全国第4位になります(令和5年10月時点)。

在住外国人は年々増加傾向にあり、年齢別では、特に生産年齢人口※が増加しています。

在留資格を基にした国籍別分布をみると、中国籍・韓国籍の方が半数以上を占めますが、117の国籍・地域の方々が足立区で生活しています(令和5年10月時点)。

※ 生産年齢人口
生産活動を中心
となって支える
15歳～64歳の
人口のこと



(2) 地域でのつながりの希薄化

核家族化の進行や働き方の変化、生活様式の多様化等に伴い、地域における人と人とのつながりの希薄化が進んでいます。さらに、2019年12月からの新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策の外出・活動自粛により、地域経済活動の低下に拍車がかかりました。

足立区も例外ではなく、地域コミュニティの“核”ともいえる町会・自治会の加入率の低下に歯止めがかかっていません(図7)。加入率の低下は、地域での高齢者の見守りや防犯・防災活動など、共助力の低下に直結することになります。

さらに、高齢単身世帯の割合も年々増加していることから、今後、ますます地域でのつながりが弱まっていくことが予想されます(図8.9)。

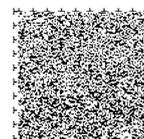
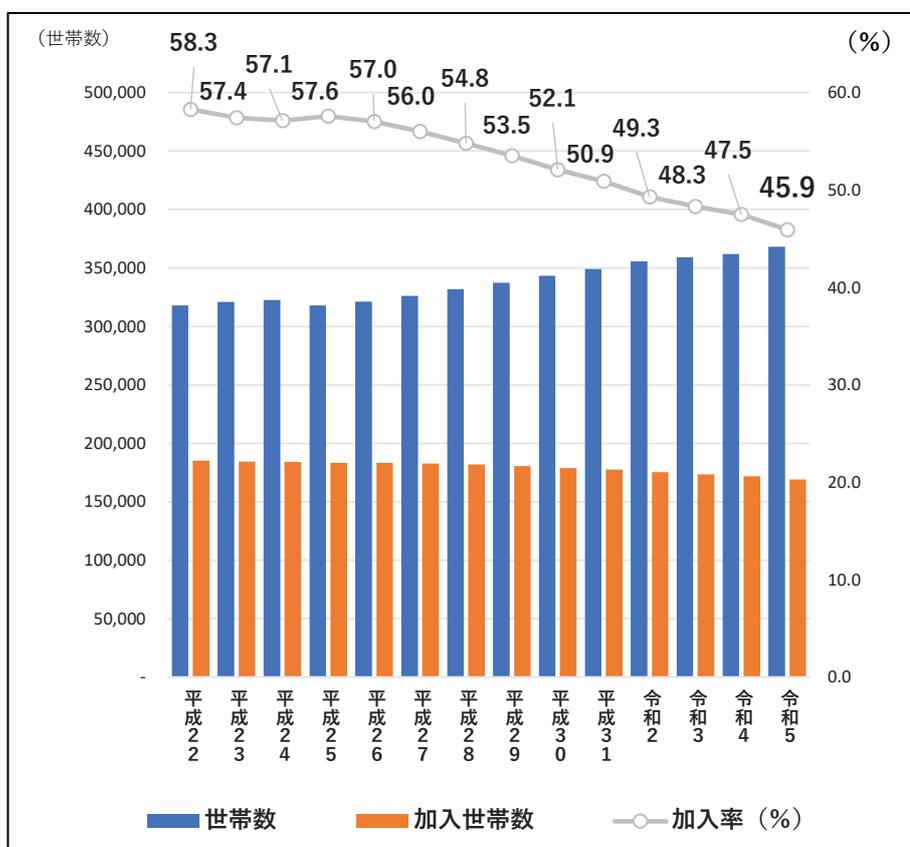
足立区は、これらの現状を受け止めたうえで、誰もが住み慣れた地域において、人と人、人と社会のつながりの中で安心して暮らし続けられるよう、様々な施策を講じていく必要があります。

【図7:世帯数・町会・自治会加入世帯数・加入率の推移】

町会・自治会加入率は、平成23年の東日本大震災以降低下傾向があったものの、以降は加入世帯数・加入率ともに減少が続いています。

世帯数が増加傾向にある一方、加入世帯数が減少傾向であることが加入率減少の要因となっています。

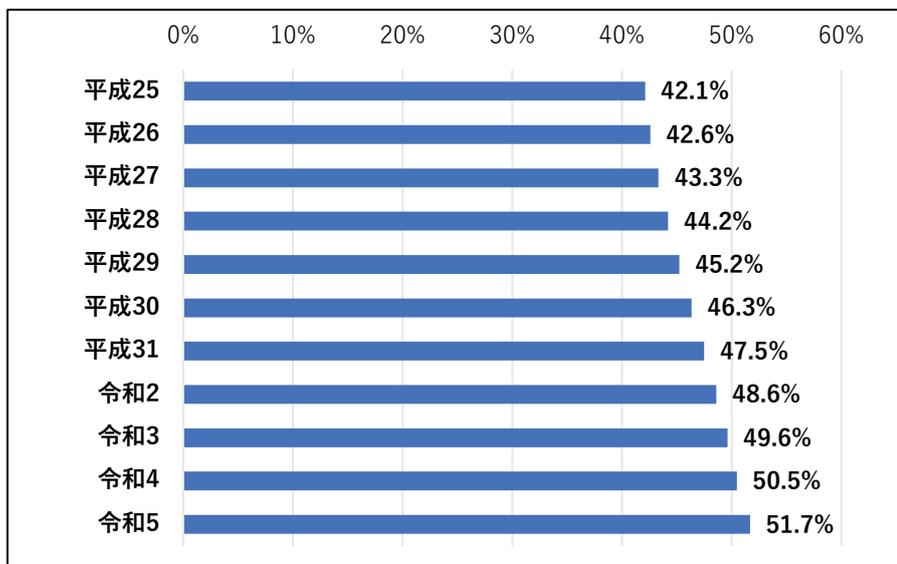
町会・自治会への加入促進策・活性化策・役員の負担軽減策等を、全庁を挙げて講じていく必要があります。



【図8：総世帯数に占める単身世帯割合の推移】

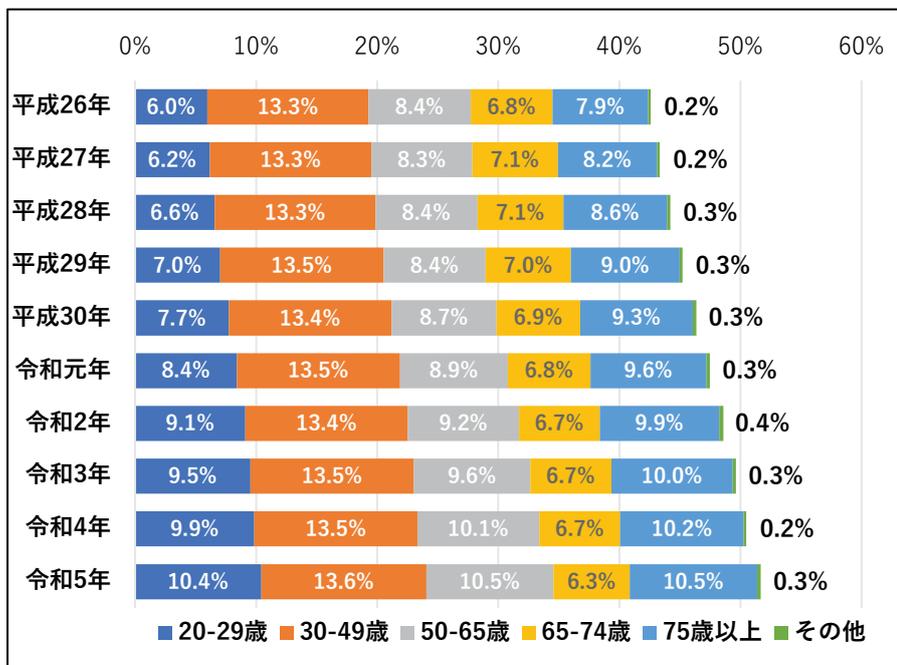
足立区の総世帯数に占める単身世帯の割合は、年々増加しています。

直近10年でおおよそ10%上昇しており、令和4年には総世帯数のうち半数以上が単身世帯となりました。単身世帯の増加が、地域コミュニティと関わる機会の減少につながっている一因とも考えられます。

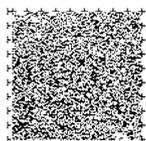


【図9：年代別単身世帯割合の推移】

単身世帯の割合の増加の中で、20-29歳、75歳以上の単身世帯が増加しています。



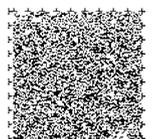
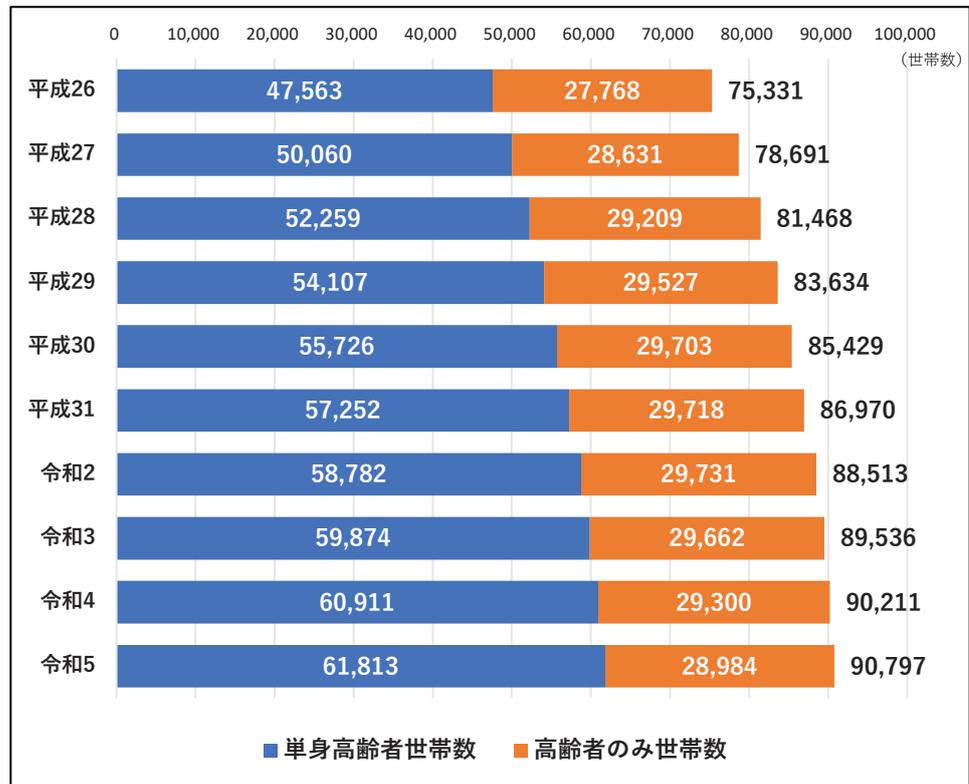
「数字で見る足立」世帯主年齢別世帯及び人口を加工(数値は各年1月1日)



【図10:高齢者世帯数の推移】

高齢者のみで構成される世帯は、増加傾向にあります。

特に、単身高齢者世帯数は年々増加しており、社会的孤立や孤独死等を防ぐ観点からも、人與人・人と社会のつながりを築いていく必要があります。



(3) 日頃からの支えあいによる“共助”の力

足立区は、海拔2m前後の沖積低地^{ちゅうせきていち}(河川水や海水の作用によって形成された沖積層からなる低地)であり、その地盤が軟弱であること、木造住宅密集地域が分布していることにより、大地震に対して脆弱^{ぜいじやく}な特性を持っています。

また、四方を河川で囲まれ、高低差がほとんどない平坦地であることから、河川の氾濫により広域に浸水するおそれがあるとともに、浸水がなかなか引かないという特性を持っています。



近い将来に起こり得る、首都直下地震や大規模水害時に、「足立区地域防災計画」に掲げる「死者ゼロ」を達成するには、住民同士の支えあいによる“共助”の力が欠かせません。

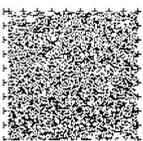
特に、人的被害を受ける可能性が高いと想定される、避難行動要支援者[※]を含めた要配慮者[※]が足立区にも約234,000人(令和5年10月現在)おられますので、日頃からの地域での支えあい・助け合いの関係を築いていくことが必要です。

※ 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方

※ 避難行動要支援者(要配慮者のうち約1割)

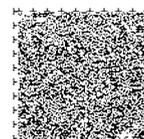
要配慮者のうち、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが難しく、避難するための特段の支援を要する方



【図11:足立区の要配慮者・避難行動要支援者】



該当基準		備考
1	要介護度3～5	—
2	身体障害者手帳1～2級	—
3	身体障害者手帳3級	福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付を受けている方
4	愛の手帳1～2度	知的障がい者
5	障害支援区分4～6	必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分



2 地域福祉に係るアンケート 実施結果

計画策定に伴い、複合・複雑化する地域課題や、高齢・障がい・子ども等各分野の狭間で見過ごされがちな支援ニーズを把握するため、アンケートを実施しました。

(1) アンケート実施概要

① 実施期間

令和5年5月19日(金)～6月23日(金)

② 実施対象(アンケート協力依頼先)

高齢、障がい、保育関連の事業所や専門職、町会・自治会、NPO活動団体など地域福祉に携わる方に広く実施

ア 民生・児童委員や保護司、区職員等:約3,000人

イ 高齢、障がい、保育、生活支援等の事業所:約2,400か所

ウ その他一般区民の方(オンライン回答のみ)

③ 実施・回答方法

紙面とオンライン回答の併用

(回答者はそれぞれ個人で回答し、管理者等による取りまとめは要せず。)

④ 回答総数

1,812件(地域福祉に携わる方:1,752件、その他一般区民の方:60件)

本アンケートは、用紙とオンライン回答を併用し、各関連団体や事業所内で構成員・従業員等への周知を依頼したことから、回答対象総数は不明であり、回答率は算出していません。

(2) アンケート内容

■質問1:活動地域

→ 足立区を5つに分けた地域から選択

■質問2:日頃活動されている分野(その他一般区民を選択した場合は質問無し)

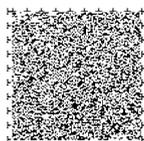
→ 高齢者支援・障がい者支援・子ども福祉関連等 13 分野から選択

■質問3:日頃の活動や業務での気づき、気になる相談、対応困難な事例

→ 経済的困窮・8050世帯・ヤングケアラー・ひきこもり・ダブルケア等を選択して実際にあった事例や考えられる解決策を記載

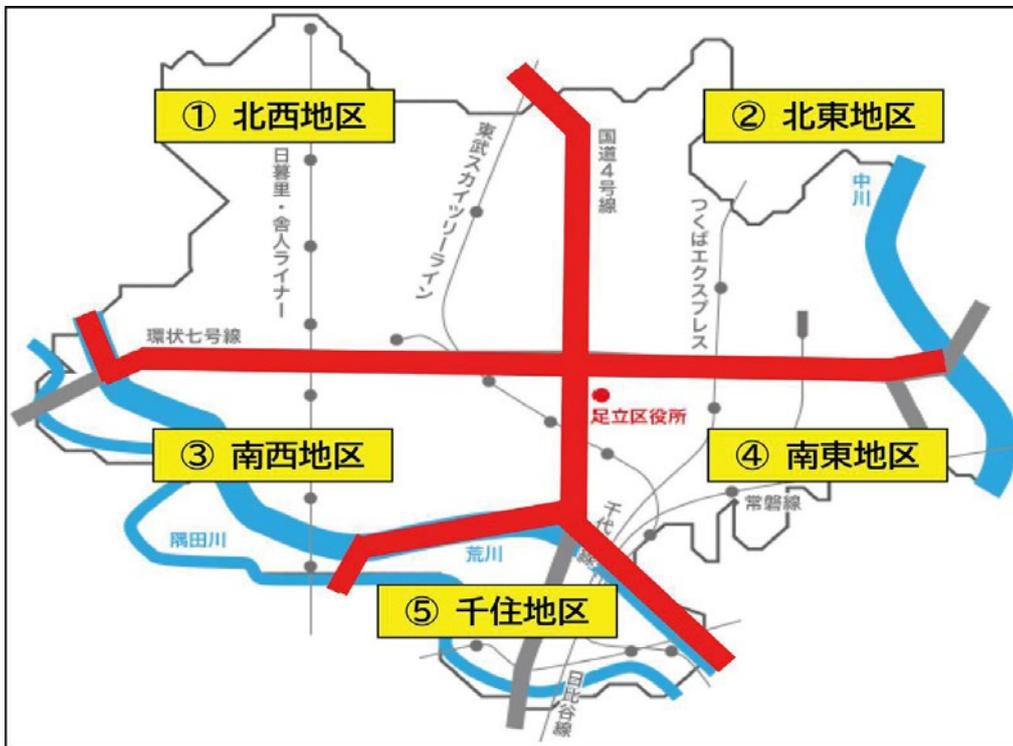
■質問4:特に連携を強めていきたいと思う他の団体や専門職

→ 行政機関・保育教育関連・地域関連・専門機関等 27 か所から選択

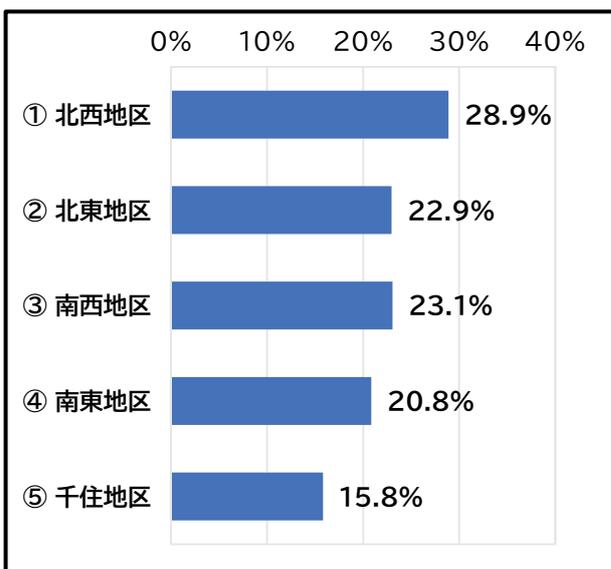


(3) アンケート結果（地域福祉に携わる方：1,752件）

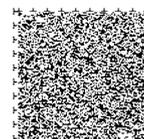
質問1 日頃活動されている地域を教えてください(複数回答可)。



- ① 国道4号線以西、環状七号線以北
- ② 国道4号線以东、環状七号線以北
- ③ 国道4号線以西、環状七号線以南、小台・宮城・新田地区
- ④ 国道4号線以东、環状七号線以南
- ⑤ 千住地区



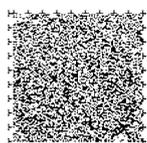
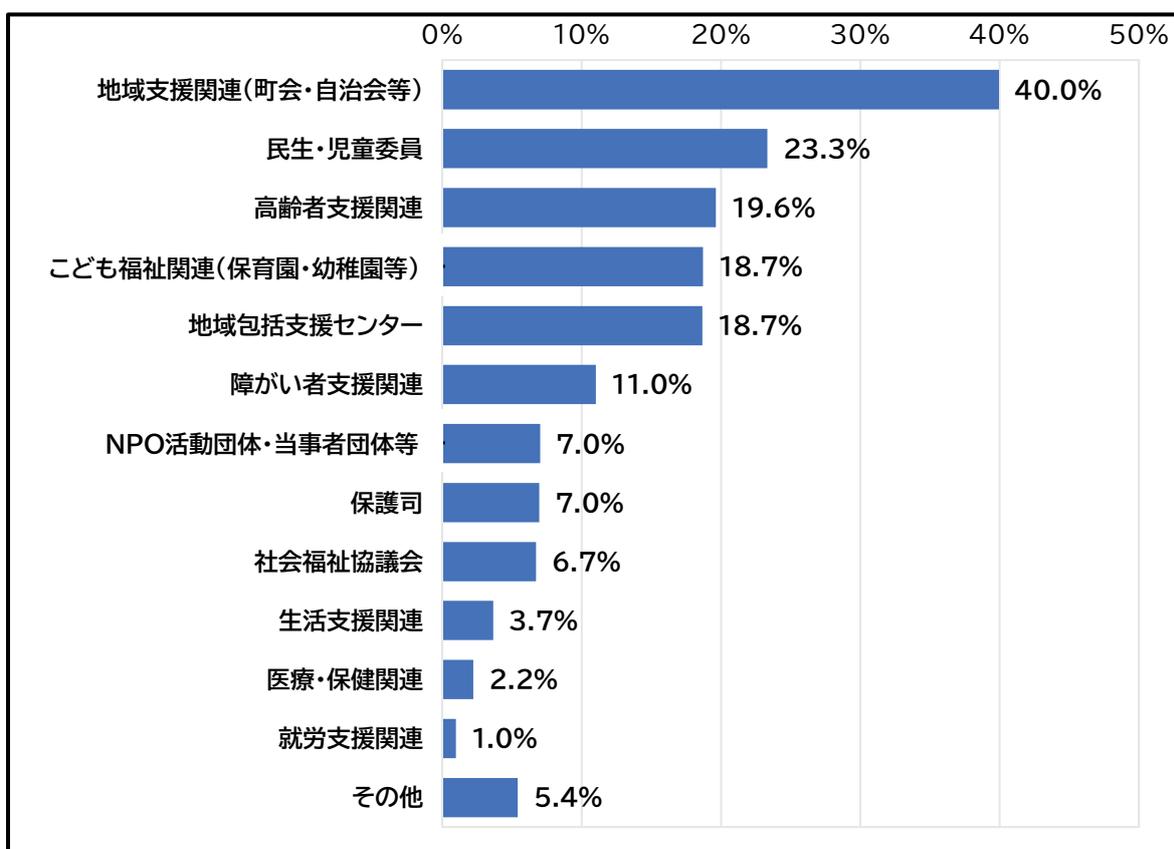
活動地域	回答数	%
① 北西地区	506	28.9%
② 北東地区	402	22.9%
③ 南西地区	404	23.1%
④ 南東地区	365	20.8%
⑤ 千住地区	277	15.8%
全体	1,954	



質問2 日頃活動されている分野を教えてください(複数回答可)。

	活動分野	回答数	%
1	地域支援関連(町会・自治会等)	700	40.0%
2	民生・児童委員	409	23.3%
3	高齢者支援関連	344	19.6%
4	こども福祉関連(保育園・幼稚園・小中学校等)	328	18.7%
5	地域包括支援センター	327	18.7%
6	障がい者支援関連	193	11.0%
7	NPO活動団体・当事者団体・ボランティア団体等	123	7.0%
8	保護司	122	7.0%
9	社会福祉協議会	118	6.7%
10	生活支援関連	64	3.7%
11	医療・保健関連	39	2.2%
12	就労支援関連	17	1.0%
13	その他	95	5.4%
	全体	2,879	

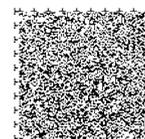
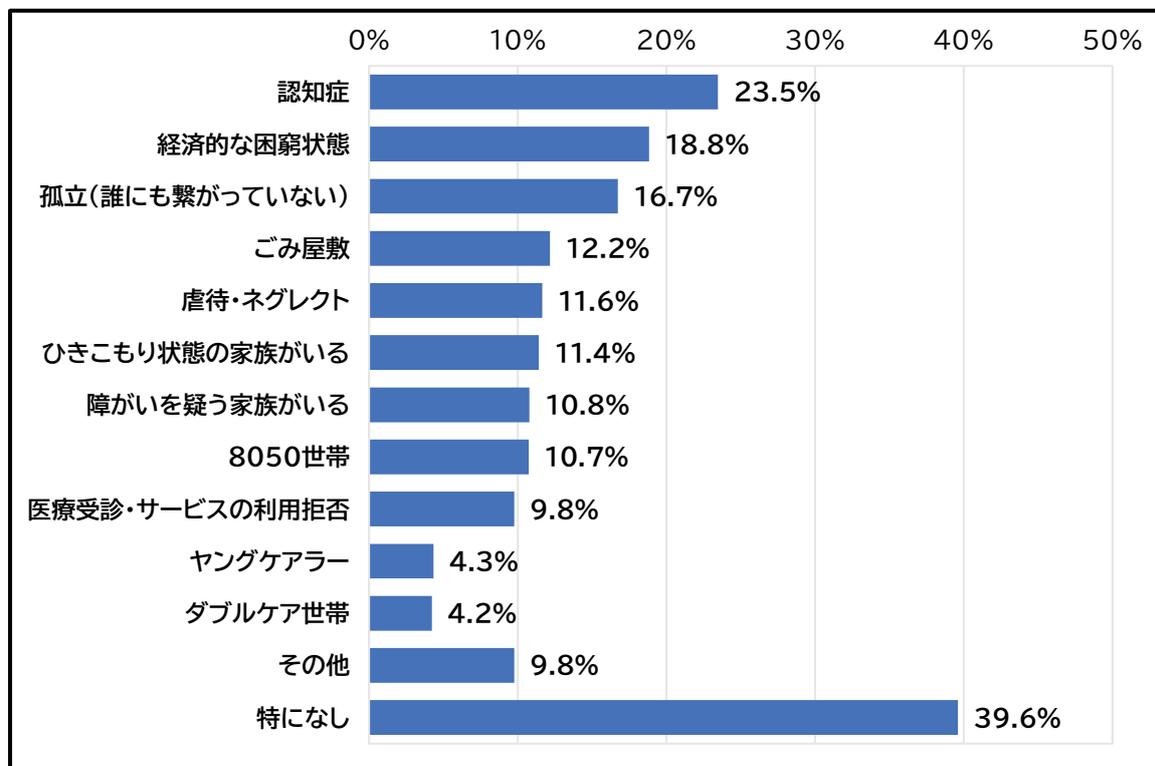
日頃活動されている分野



質問3 日頃活動するなかで気づいたり、気になる相談を受けたり、対応困難な事例に遭遇したことがありますか。また、それらの解決に向けた取り組みやご提案があれば、ご自由にご記入ください(複数回答可)。

	気になる相談・対応困難な事例等	回答数	%
1	認知症	411	23.5%
2	経済的な困窮状態	330	18.8%
3	孤立(誰にも繋がっていない)	293	16.7%
4	ごみ屋敷	213	12.2%
5	虐待・ネグレクト	204	11.6%
6	ひきこもり状態の家族がいる	200	11.4%
7	障がいを疑う家族がいる	189	10.8%
8	8050世帯	188	10.7%
9	医療受診・サービスの利用拒否	171	9.8%
10	ヤングケアラー	76	4.3%
11	ダブルケア世帯	74	4.2%
12	その他	171	9.8%
13	特になし	694	39.6%
	全体	3,214	

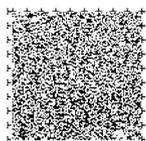
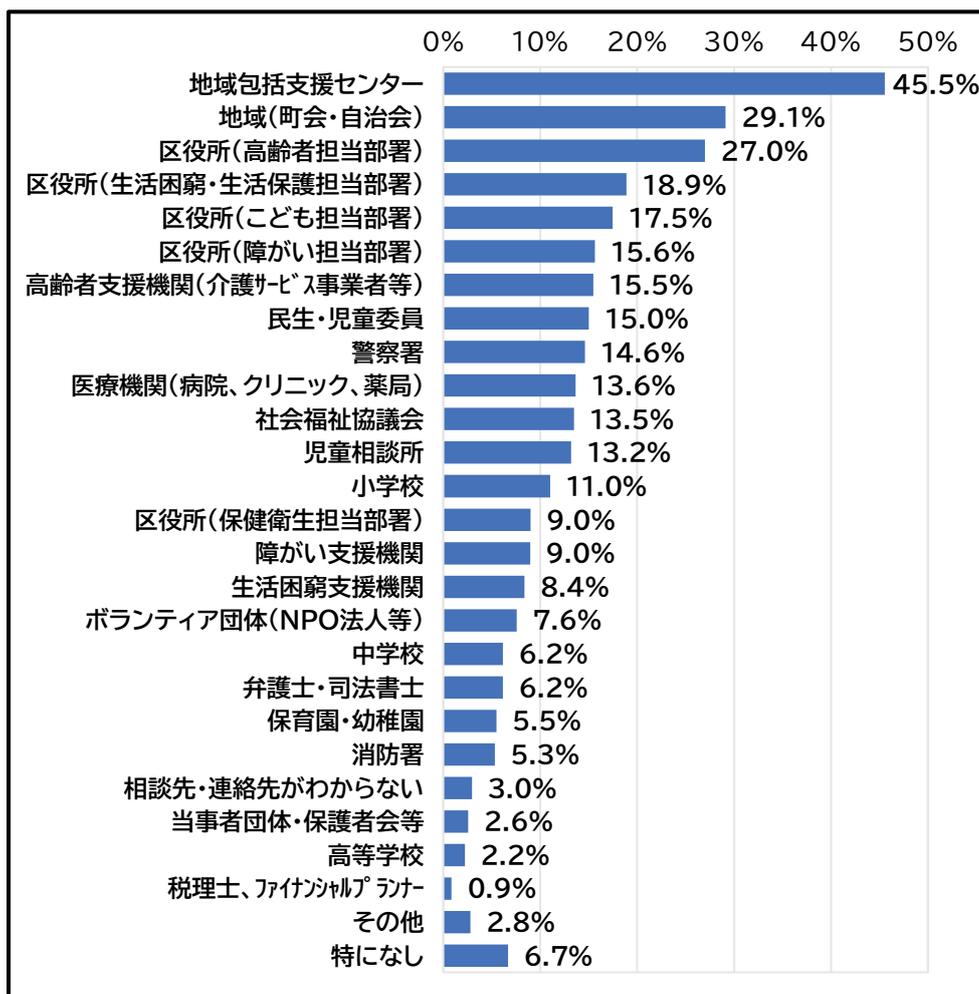
気になる相談・対応困難な事例等



質問4 気になった相談や困難事例があった際に、特に連携を強めていきたいと思う他の団体や専門職はありますか(複数回答可:3つまで)。

	特に連携を強めていきたい団体や専門職	回答数	%		特に連携を強めていきたい団体や専門職	回答数	%
1	地域包括支援センター	798	45.5%	15	障がい支援機関	157	9.0%
2	地域(町会・自治会)	510	29.1%	16	生活困窮支援機関	147	8.4%
3	区役所(高齢者担当部署)	473	27.0%	17	ボランティア団体(NPO法人等)	133	7.6%
4	区役所(生活困窮・生活保護担当部署)	331	18.9%	18	中学校	108	6.2%
5	区役所(こども担当部署)	306	17.5%	19	弁護士・司法書士	108	6.2%
6	区役所(障がい担当部署)	274	15.6%	20	保育園・幼稚園	96	5.5%
7	高齢者支援機関(介護サービス事業者等)	271	15.5%	21	消防署	93	5.3%
8	民生・児童委員	263	15.0%	22	相談先・連絡先がわからない	52	3.0%
9	警察署	256	14.6%	23	当事者団体・保護者会等	45	2.6%
10	医療機関(病院、クリニック、薬局)	239	13.6%	24	高等学校	39	2.2%
11	社会福祉協議会	236	13.5%	25	税理士、ファイナンシャルプランナー	15	0.9%
12	児童相談所	231	13.2%	26	その他	49	2.8%
13	小学校	193	11.0%	27	特になし	117	6.7%
14	区役所(保健衛生担当部署)	158	9.0%	全体		5,698	

特に連携を強めていきたいと思う他の団体や専門職



(4) 地域課題の事例

質問3で回答があった地域課題について、いくつか抜粋して掲載します。

経済的な 困窮状態

- 身寄りがなく、経済的に困窮しているが生活保護の対象にならない。
- 年金のみで困窮しており、介護保険サービスの利用を控えてしまう。
- 特に母子家庭、外国人世帯の困窮状態が目立っている。

8050世帯

- 高齢の親が、ひきこもりの子の身の周りの面倒をみている。
- 父親は70歳をこえ、子がひきこもり状態。入退院を繰り返す子を父が一人で見ているが、支援の手立てがない。

ヤングケアラー

- 中学生が「きょうだい(0才)の世が大変」と言っていた。
- 小学生が祖母のオムツ交換と食事の世話をしてから登校している。
- 母子家庭で、幼いきょうだいの面倒のため学校を休んでいる中学生がいた。

ごみ屋敷

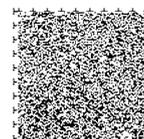
- 子どもの登校が不安定であり、家庭状況を見ると、ごみ屋敷やペットの多頭飼いの状況にあった。
- 周囲から孤立し、住まいがごみ屋敷になっている。

孤立

- 特に男性の場合、住区センター等も利用せず孤立状態に陥る。
- 「1人で大丈夫だから」と言い、周りとの関わりを拒否する。
- 外国籍の親子で言葉があまり伝わらず、親戚など頼れる人もいない。

認知症

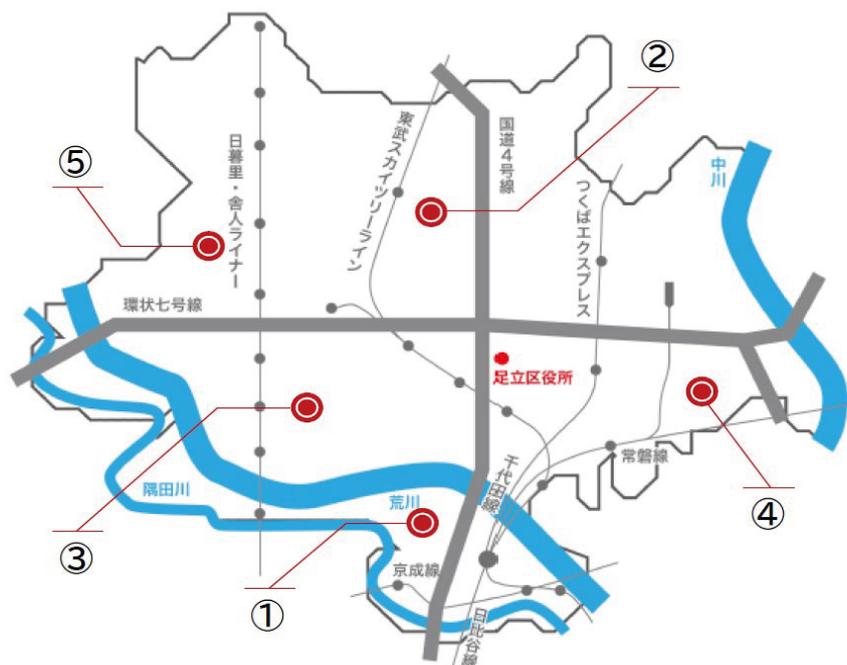
- 配偶者が他界して以降、残された方が認知症になってしまった。
- 園児の散歩に一緒についてきて、家への帰り方が分からなくなった。
- 明らかに認知症であるが、家族が認めないケースが多い。



3 地域懇談会 実施結果

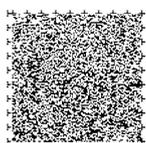
計画策定過程の一環として、地域福祉に携わる方々を中心に福祉に関する課題や認識を共有し、足立区に根差した計画とするため、地域懇談会を開催しました。

(1) 実施日時・場所・参加者数



	実施日時・場所(開催順) ※ 開会～閉会後の自由交流時間を含む。	参加者数※ (実施地域内からの参加者)
①	千住柳町住区センター 令和5年8月29日(火曜)午後7時～9時	9人(8人)
②	竹の塚障がい福祉館 令和5年8月31日(木曜)午後7時～9時	26人(14人)
③	興本地域学習センター 令和5年9月 5日(火曜)午後7時～9時	10人(6人)
④	東和住区センター 令和5年9月 9日(土曜)午前10時～正午	12人(7人)
⑤	鹿浜地域学習センター 令和5年9月10日(日曜)午前10時～正午	9人(3人)

※ 町会・自治会や民生・児童委員のほか、高齢者・障がい者・子ども関連の事業者や、福祉・健康・子育て関連のNPO活動団体など様々な分野から参加者あり。

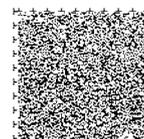


(2) 地域懇談会内容 (各回共通)

地域懇談会 実施内容		所要時間
1	開会	計画策定の趣旨 地域懇談会の狙いを説明 5分
2	導入	地域福祉に係るアンケート結果の概要説明 5分
3	グループワーク①	日頃の地域活動のなかで感じていることや課題を意見交換 30分
4	グループワーク②	地域で解決するための取組み・アイデア等を意見交換 30分
5	意見共有	他グループで出た意見の見学・感想共有 15分
6	全体発表	各グループのファシリテーターが発表 10分
7	質疑応答	全体での質疑応答・意見交換 10分
8	参加者自由交流	今後地域でつながりを持てるよう自由な交流時間を設定 15分
計		120分



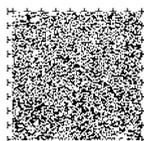
グループワークでの意見の見える化(模造紙と付箋を使用)



(3) 意見交換で挙げた地域課題・解決に向けた取組み等

地域懇談会で見てきた課題やアイデアを踏まえ、その解決に向けて施策を推進していきます。

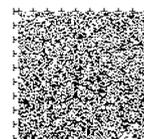
地域課題		内容・解決に向けた取組みアイデア	
1	複雑な課題 制度のはざま のニーズ	内容	① 気軽に相談できる場がない。 ② 支援する側もつなぎ先が分からない。
		取組み アイデア	どんな相談でも受けてくれる場所が必要
2	地域での つながり	内容	地域でつながっていくにもまずは信頼関係の構築が必要
		取組み アイデア	① ごみ捨て支援をきっかけとした関係構築 ② 買い物や食事等コミュニケーションが取りやすい話題 からの関係構築も有効
3	地域福祉の 担い手・人材の 確保	内容	地域福祉を担う同士で横の連携・つながりが必要
		取組み アイデア	① 資格がないとできないという既成概念をなくす。 ② 今回のような会に出ることから始める。 ③ 学生も含めたボランティアの育成
4	高齢者支援	内容	① こちらが待っているだけでは老老介護の問題はまず 相談されない。 ② 特に独居高齢者は行動把握も困難
		取組み アイデア	① 高齢者にもやさしい日本語で情報提供 ② 高齢者の居場所は必要だが、居場所があっても行けな い方への支援も必要



地域課題		内容・解決に向けた取組みアイデア	
5	経済的な困窮支援	内容	① 生活保護に至らない困窮世帯への支援 ② 様々な要因が絡み合った困窮状態
		取組みアイデア	① 家族単位での支援として捉えるべき。 ② 8050 問題等は言葉自体の啓発が必要
6	こども関連支援	内容	① 就学児の相談先が学校しかない。 ② 課題事態が表面化しづらいため気づいたときには既に事が起きている。
		取組みアイデア	ヤングケアラー支援等は表面化しづらい課題として自分たちの知識習得も必要
7	孤立支援	内容	① 孤立と聞いても当事者と会うのが困難 ② 何かあった際に初めて孤立と分かることが多い。
		取組みアイデア	気づきにくい地域課題だからこそアウトリーチが必要

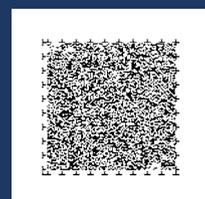


グループワークでの意見交換の様子



第3章

基本理念、基本方針、施策体系



第3章 基本理念、基本方針、施策体系

1 基本理念

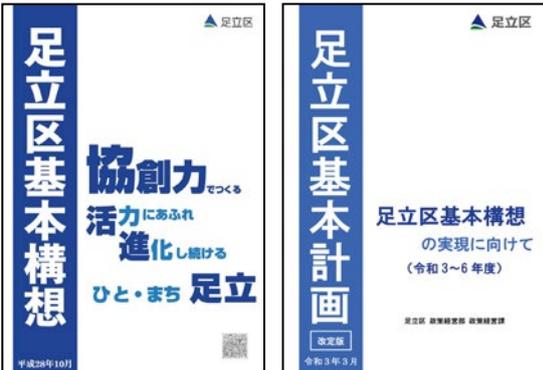
(1) 基本理念の設定

「足立区基本構想」「足立区基本計画」に謳う福祉・保健分野に係る要素・キーワードや、「地域共生社会」の考え方を盛り込み、基本理念を設定しました。

基本理念

認め・つながり・支えあう 安心のまち 足立

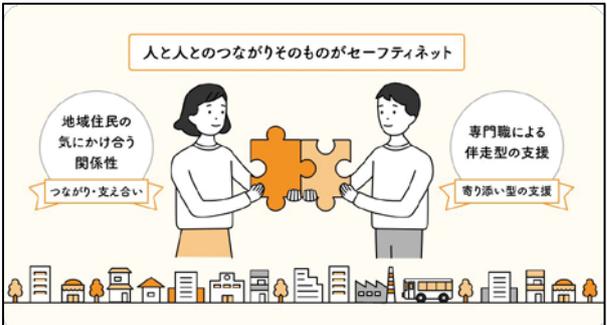
足立区



(施策体系から)

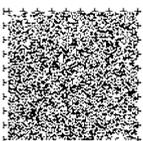
- 多様な個性やライフスタイルを **認めあう**
- いつまでも健康で住み続けられる **安心** なくらし

地域共生社会



↑ 厚生労働省
地域共生社会のポータルサイトより抜粋

- 人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごと **つながる**
- 住民の主体的な **支え合い** を育み、暮らしに **安心感** と生きがいを生み出す



(2)基本理念に込めた想い

■認めあう

年齢の違い、障がいや病気の有無、性別、国籍、文化の違いなどにかかわらず、一人ひとりがお互いを尊重し、多様な個性を認めあうことで、安心が生まれる。

■つながりあう

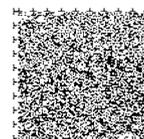
地域で「孤独」「孤立」を生まず、誰もが人と人、人と地域・社会とのつながりのなかで暮らし続けられることで、安心につながる。

■支えあう

日頃からの地域での支えあい、助けあいの関係を築くことで、平時・非常時を問わず安心のなかで暮らすことができる。

「認め・つながり・支えあう 安心のまち 足立」の基本理念のもと、「地域共生社会」の実現を目指すとともに、足立区基本構想に掲げる将来像「協創力で作る 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」の実現の一翼を担っていきます。

【基本理念イメージ図】



2 基本方針

基本理念の礎となる、「多様な個性やライフスタイルを認めあう」「世代や分野を超えて人と人、人と社会がつながりあう」「地域を構成する皆が互いに支えあう」という区民の3つの共通基盤を具現化するための施策として、以下の基本方針を設定します。

基本方針①

ひとりも取り残さない相談支援体制づくり

どのような相談や困りごと・生きづらさも受け止め、寄り添い、支援していく相談支援体制を整備します。

また、相談そのものに対するためらいや不安があったり、相談窓口への来庁や外出が困難などの相談者のニーズにも、アウトリーチ等で継続的に支援できる体制を整備します。

基本方針②

自分らしく生きがいをもって暮らせるまちづくり

年齢・年代の違い、障がいや病気の有無、性別・国籍・文化の違い等にかかわらず、誰もが自分らしく生きがいをもって暮らせるまちを目指します。

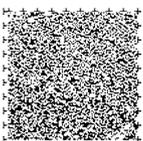
そのために、公的機関や民間サービスによる支援など、多様な機関が関わり・連携し、住み慣れた地域で暮らせるネットワークを構築します。

基本方針③

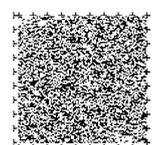
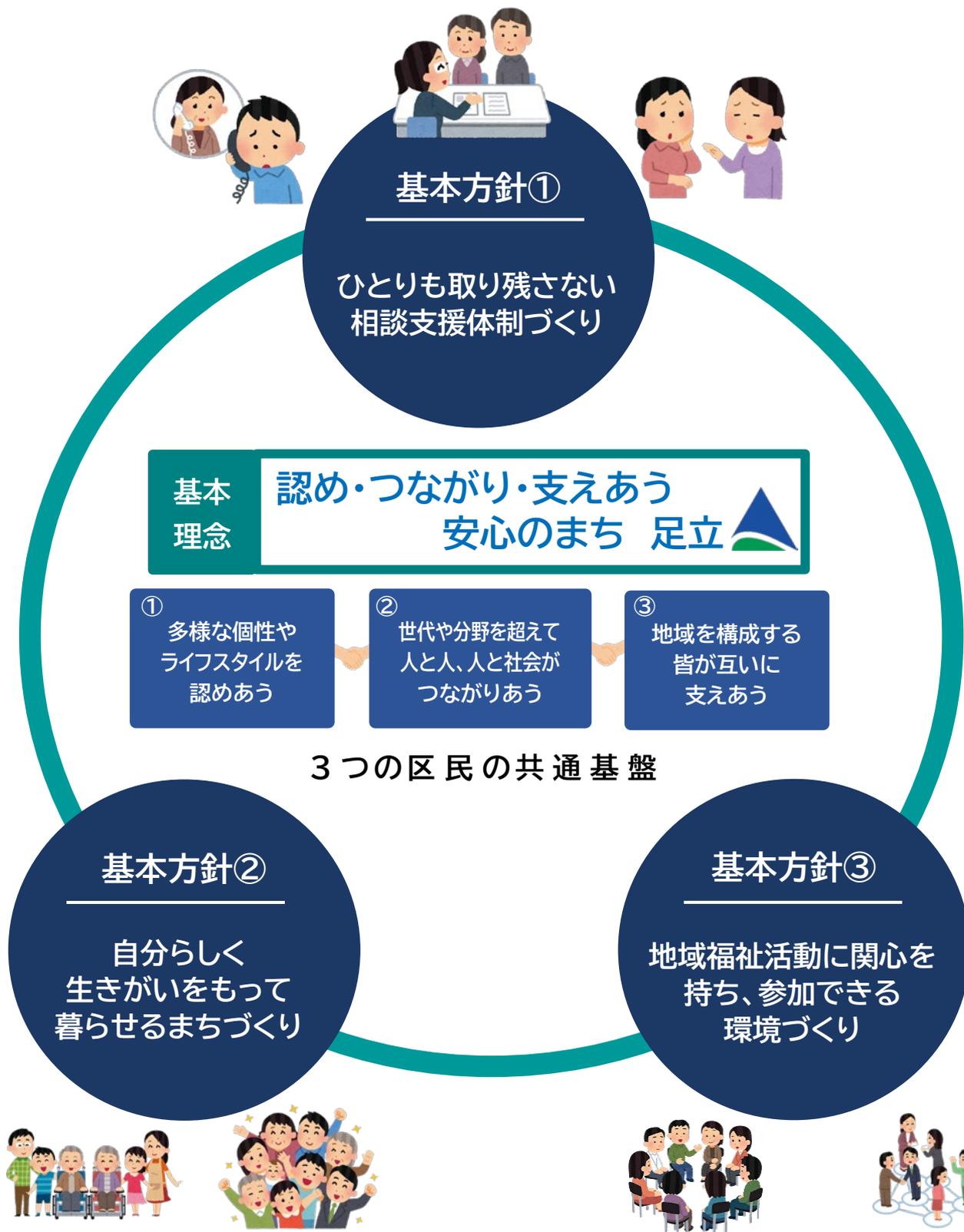
地域福祉活動に関心を持ち、参加できる環境づくり

ひとりでも多くの方が、ボランティアなどの地域福祉活動に関心を持ち、誰もが気軽に参加し、活動できる環境づくりを進めます。

地域のなかに様々な活動の選択肢を設け、自分に出来る範囲の活動を通じて、地域や当事者間がつながり、支えあうことによって、より大きな共助の力が生まれる土壌を築きます。



【基本理念実現に向けた基本方針イメージ図】



3 重層的支援体制整備事業

平成30年4月施行の社会福祉法の改正により、包括的な支援体制^{※1}を整備することが、区市町村の努力義務となりました。

さらに、区市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、令和3年4月施行の社会福祉法の改正により、「**重層的支援体制整備事業^{※2}**」が創設されました。

※1 包括的な支援体制

支援を要する方や世帯が抱える複合・複雑化した課題を包括的に受け止め、既存の各分野の専門性を活かしながら、継続的な支援を行う体制

※2 重層的支援体制整備事業

「地域共生社会」の実現を目指すための体制整備として、以下の**3つ**を実施する（実施は区市町村の任意）。

- 属性や世代を問わない**包括的な相談支援**
 - 社会とのつながりをつくる**参加支援**
 - 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する**地域づくりに向けた支援**
- これらを一体的に展開することで一層の効果が出るとされている。

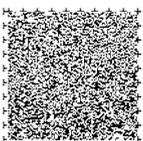
厚生労働省ホームページから掲載

足立区においても、これまで進めてきた既存の制度や、単独の組織・相談支援機関の対応では、複合・複雑化した課題や制度の狭間の困りごとが支援につながらない、ひいては支援が受けられないことが課題になっています。

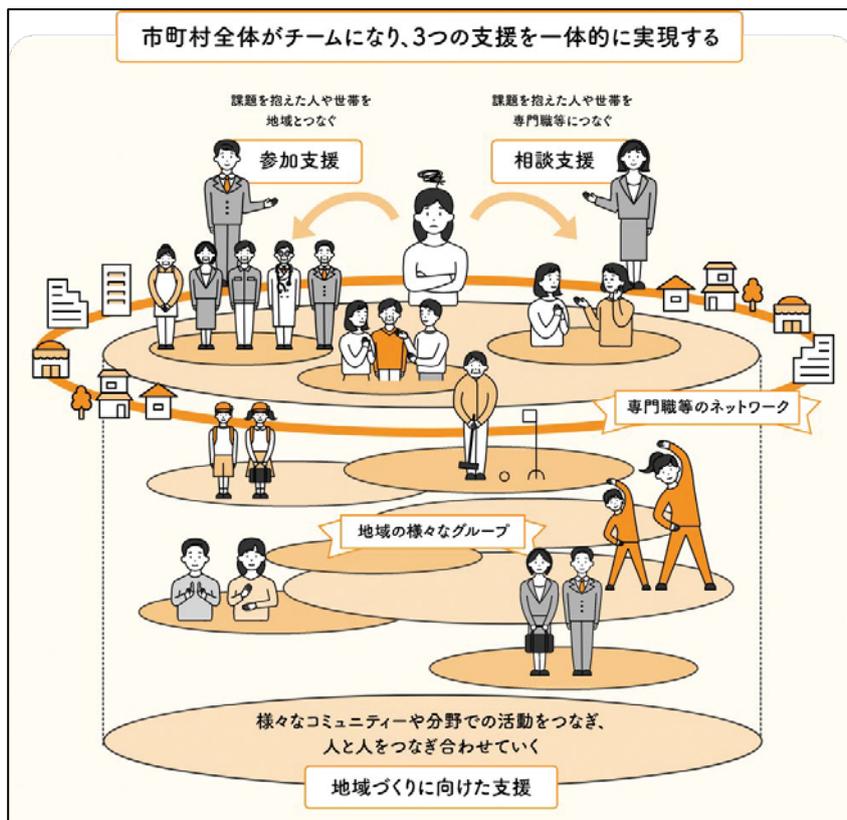
複合・複雑化した課題等には、多機関の視点で課題を解きほぐし、多角的な検討に基づき、支援の方向性・解決策を見出す仕組みの整備が必要です。

今後は、重層的支援体制整備事業に取り組むことで、支援を要するすべての方（高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等）を対象として、複合・複雑化した課題や制度の狭間の困りごとを受け止め、最善の支援を届けられるよう、組織・分野を横断した包括的な支援体制を構築していきます。

足立区での取組詳細は第4章(P52)参照

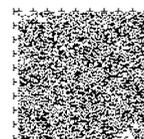
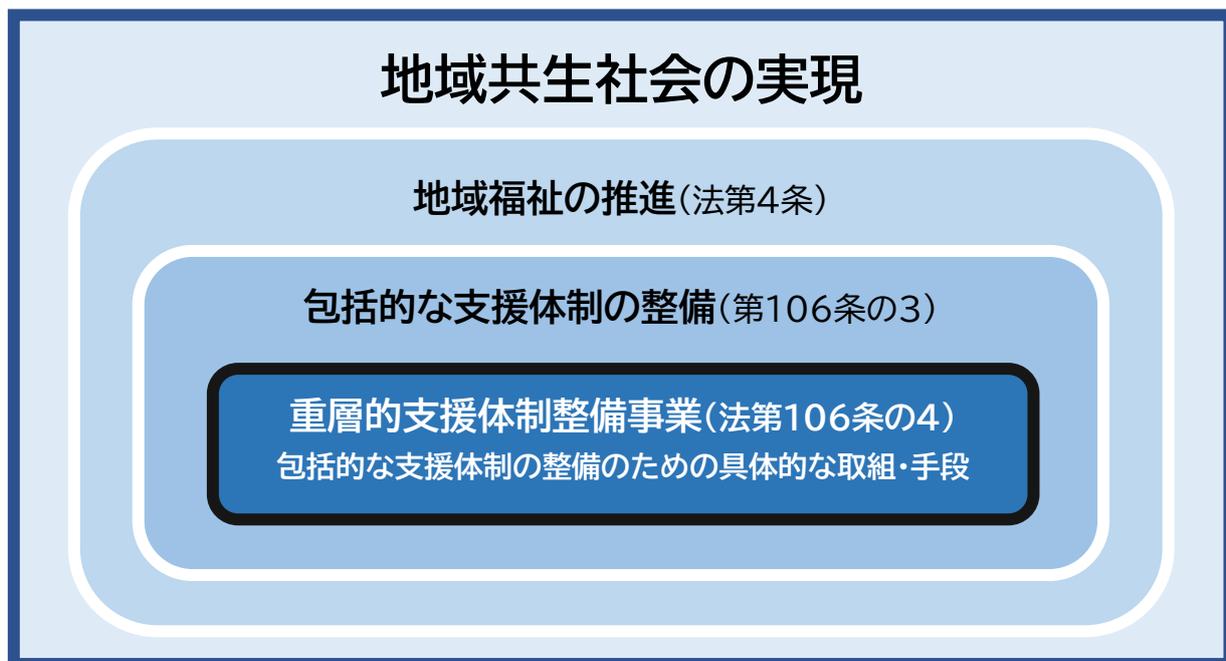


【重層的支援体制整備事業イメージ】



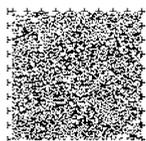
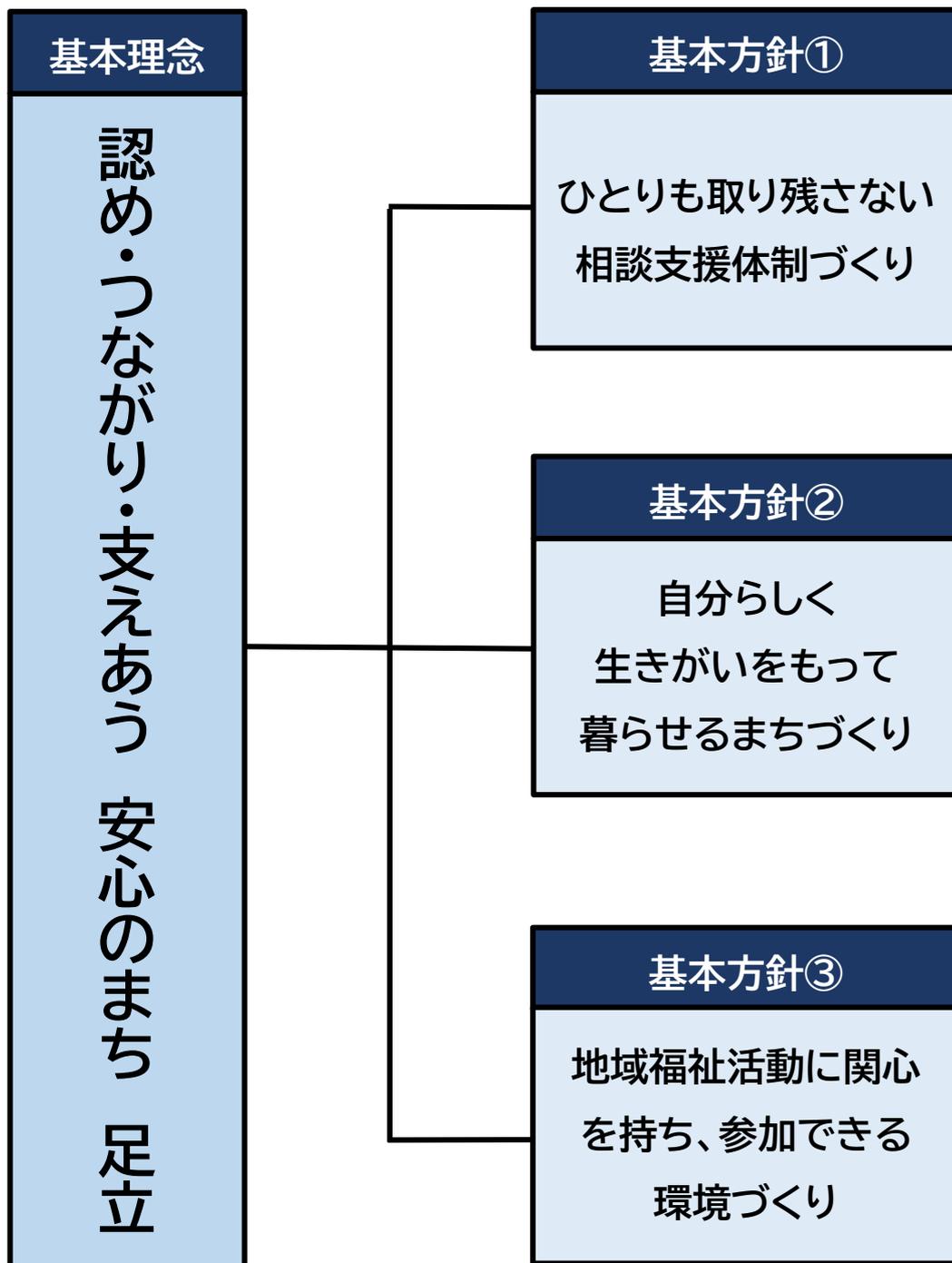
↑ 厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトから掲載

【社会福祉法における重層的支援体制整備事業の位置づけイメージ】



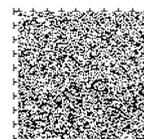
4 基本理念・基本方針実現に向けた施策体系

基本理念・基本方針を実現するため、地域保健福祉に係る施策を体系化しました。本施策体系をもって、各施策を推進します。



施策群		事業内容
施策①	複合・複雑課題や狭間への寄り添い支援	1 包括的な相談支援体制の整備 2 複合的な課題や制度の狭間への支援
施策②	多様な福祉事業の展開	1 高齢者支援 2 障がい者支援 3 災害時支援(避難行動要支援者) 4 権利擁護の推進・虐待防止 5 生活困窮者支援 6 ひきこもり支援 7 外国人支援
施策③	子ども・若者の成長を切れ目なく支援	1 子ども・子育て支援 2 食育支援 3 不登校対策・ひきこもり支援(再掲) 4 発達支援 5 子どもの貧困対策・若年者支援 6 ひとり親支援 7 ヤングケアラー支援
施策④	自立に向けた住宅確保要配慮者等への生活支援	1 住まい確保の支援・居住支援 2 就労支援・資格取得支援
施策⑤	地域福祉の担い手の発掘と地域活動の推進	1 民生・児童委員活動 2 更生保護活動の支援 3 町会・自治会活動への支援 4 地域福祉の担い手の育成と連携強化 5 絆づくり事業 6 居場所・交流の機会づくり
施策⑥	多様な保健衛生事業の展開	1 健康づくりの推進 2 母子保健事業 3 自殺対策 4 感染症対策 5 食品衛生 6 環境衛生 7 医薬衛生 8 動物との共生

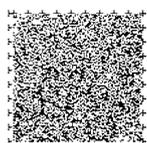
重層的支援体制の整備により、様々な課題に対し組織・分野横断的に取り組む。



5 重層的支援体制整備の推進に係る指標

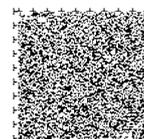
重層的支援体制整備事業の推進状況を把握し、PDCAサイクルによる検証と改善を行うため、以下の指標を設定します。

重層的支援体制整備事業		指標名		指標説明
1	包括的 相談支援事業	活動	包括的相談窓口への 相談件数	属性や分野を問わず、誰でも・なん でも相談できる窓口での相談件数
2		成果	包括的相談窓口(福祉まる ごと相談課)の認知度	世論調査における属性や世代を問 わず、誰でも・なんでも相談できる 相談窓口を知っている割合
3	参加支援事業	活動	セーフティネットあだち (ひきこもり支援事業)への 相談件数	年代を問わず、ひきこもり状態の 本人及び家族に対する相談支援
4		成果	セーフティネットあだちへ の相談から居場所利用や社 会参加につながった割合	ひきこもり本人やその家族への丁 寧なマッチング、支援メニューによ り地域社会とつながった割合
5	地域づくり事業	活動	ふれあいサロン数 (地域の身近な場所で、住民 同士で主体的に行う活動)	世代や属性を問わず、誰でも気軽 に参加・活動できる場所・機会によ る地域でのつながり
6		成果	地域福祉活動を行っている 方の割合(足立区地域福祉 活動計画でのアンケート調査)	地域のなかに様々な活動の選択肢 があり、気軽な参加・活動できる環 境の広がり
7	アウトリーチ等を 通じた 継続的支援事業	活動	アウトリーチによる 相談件数	外出するのが困難な方等へのアウ トリーチによる相談支援
8		成果	地域住民や地域活動団体 等の気づきからアウトリー チの相談につながった割合	潜在的な支援ニーズがアウトリー チにより相談につながった支援率 (母数:アウトリーチによる相談件数)
9	多機関協働事業	活動	複雑化した事案への支援会 議、コア支援会議回数	多機関の視点で課題を解きほぐ し、多角的な検討に基づく支援策 を見いだした回数
10		成果	支援会議、コア支援会議で の庁外機関との連携割合 (庁外機関参加会議数/会議回数)	行政以外の多様な機関・団体との ネットワーク構築により支援検討に つながった割合



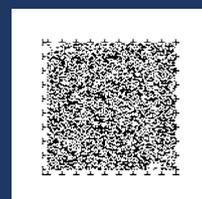
また、本指標は、事業を評価するためだけではなく、時系列的な変化を確認し、今後、事業が対応していくべき方向性を検討するための材料としても活用します。

現状値	中間目標値 (令和8年度)	目標値 (令和11年度)	所管課	関係する基本方針 関連施策掲載頁	
－	6,200 件	6,500 件	福祉まるごと相談課	基本方針①	P.54 P.68
－	60%	70%	福祉まるごと相談課	基本方針①	
954件 (令和5年度)	1,050件	1,100 件	福祉まるごと相談課	基本方針①	P.90
－	3%	5%	福祉まるごと相談課	基本方針①	P.90
130 か所 (令和5年度)	160 か所	175 か所	足立区社会福祉協議会	基本方針③	P.128
7.3% (令和3年度)	8.5%	10.0%	足立区社会福祉協議会	基本方針③	P.124
－	150件	200件	福祉まるごと相談課	基本方針①	P.54 P.68
－	10%	15%	福祉まるごと相談課	基本方針①	
－	25回	40回	福祉まるごと相談課	基本方針②	P.56 P.71
－	50%	60%	福祉まるごと相談課	基本方針②	



第4章

重層的支援体制の整備



第4章 重層的支援体制の整備

1 重層的支援体制整備事業における各事業

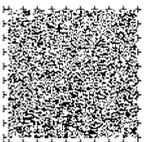
足立区では、国が掲げる「地域共生社会」を目指し、令和6年度から本計画の重点施策として、新たに重層的支援体制の整備に取り組みます。

社会福祉法に規定される重層的支援体制整備事業では、区市町村全体の支援機関・地域の関係者が、“困りごとや生きづらさ”を断らずに受け止め、支援を要する方につながり続ける支援体制の整備をコンセプトに、以下の表の3つの支援(+事業を支えるための2つの事業)を、一体的に実施することを掲げています。

表 社会福祉法に規定される重層的支援体制整備事業の概要

事業		内容
重層的支援体制整備事業	1 包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。 ② 支援機関のネットワークで対応する。 ③ 複雑化・複合化した課題を多機関協働事業へ適切につなぐ。
	2 参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域社会との関係が希薄化し、参加に向けた支援が必要な本人に、つながりを作るための支援を行う。 ② 本人や世帯のニーズを踏まえた、丁寧なマッチングや支援メニューをつくる。 ③ 本人への定着支援と受入れ先の支援を合わせて行う。
	3 地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 属性や世代を超えて交流できる機会や場所を整備する。 ② 交流・参加・学びの機会を生み出すために、地域における多様な活動団体や人をコーディネートする。 ③ 地域における活動の活性化を図る。
1・3を支えるための事業	4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 会議や関係機関とのネットワークの中から、潜在的なニーズや相談・困りごとを見付ける。 ② 支援が届いていない人に、支援を届ける。 ③ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。
	5 多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 区市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する。 ② 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。 ③ 支援に関わる関係機関の役割分担を図る。

厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトを参考に作成



2 足立区での重層的支援体制の展開

(1) 展開スケジュール

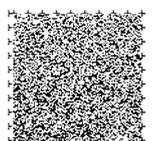
足立区では、重層的支援体制整備の第一歩として、令和6年度から包括的相談支援・参加支援を展開していきます。

そのうえで、複合・複雑化する課題を含め、現行の体制で相談を受け止められているか、組織・分野横断的な対応ができているか等を、指標を用いてPDCAサイクルにより検証し、不断に執行体制を見直しつつ、実効性の高い制度構築を目指します。

また、世代や属性を超えて交流できる機会や場所を整備する「地域づくりに向けた支援」は、令和7年度から、足立区社会福祉協議会(基幹地域包括支援センターを想定)に“地域福祉コーディネーター”を配置し、段階的に事業を拡大していきます。

以上により、足立区と社会福祉協議会が一丸となって、重層的支援体制整備事業のコンセプトに掲げられるとおり、「包括的相談支援事業」「参加支援事業」「地域づくり事業」の3つの支援を、一体的に実施していきます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～
支援	《現行》足立区地域保健福祉計画 中間見直し						《次期》
	《第3次》 足立区地域福祉活動計画			《第4次》足立区地域福祉活動計画			
包括的相談支援	実施					検証	改善
参加支援	実施					検証	改善
地域づくりに 向けた支援	検討	実施				検証	改善



3 包括的相談支援・参加支援

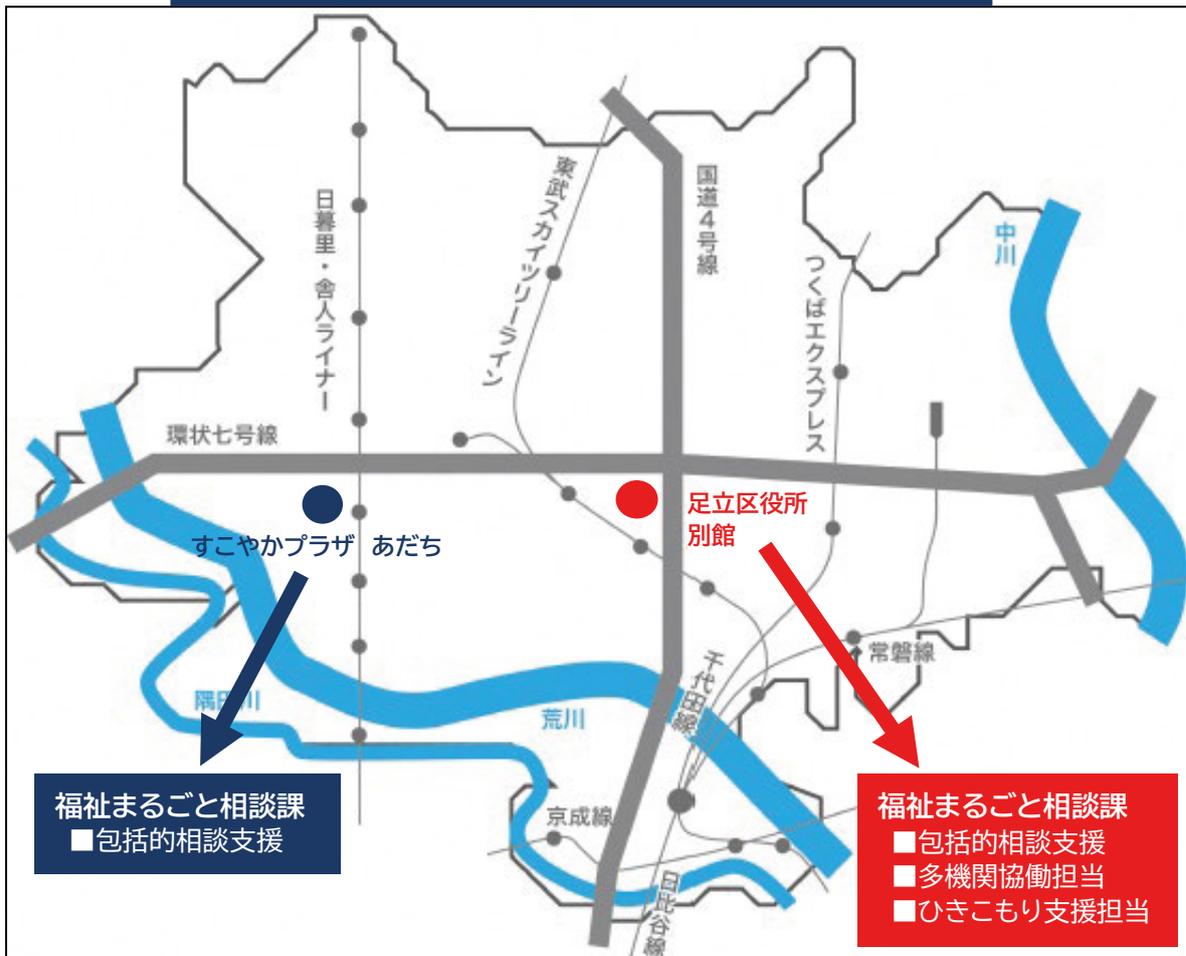
(1) 令和6年度からの体制

令和6年度には、福祉部の“くらしとしごとの相談センター”を再編し“福祉まるごと相談課”を創設、**高齢者・障がい者・子どもといった対象者の属性・年齢・内容を問わず誰でも・何でも受け止める**相談支援体制を整備します。

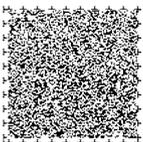
また、窓口へ来庁が困難な方等には、福祉まるごと相談課の相談員による**積極的・継続的なアウトリーチ**により、潜在的な支援ニーズにも寄り添った支援を実施していきます。 ※アウトリーチについては第7章 資料編 用語説明(174ページ)参照

あわせて、地域社会とのつながりを作る**参加支援**として、これまで進めてきた「就労支援」や「ひきこもり支援」にも、引き続き取り組んでいきます。

包括的相談支援・参加支援体制(令和6年度～※)



※ 令和6年4月から本庁舎(別館)でスタートし、その後、「すこやかプラザ あだち」の開設にあわせて係の一部を移転し、区内2拠点で包括的相談を展開します。



(2) 取り組むべき3つの柱

様々な課題や潜在的ニーズに寄り添い、支援していくため、以下の**3つの柱**を掲げ、54ページに記載した体制で、包括的相談支援と参加支援を運用・検証しながら、足立区版重層的支援体制を確立させていきます。

柱1

庁内連携・組織横断 体制の構築

- ① 福祉まるごと相談課業務(包括的相談支援業務)の全庁周知
- ② 効率・効果的な支援会議・重層的支援会議の運営
- ③ 区職員全員への研修(複合・複雑ケースへの支援・事例共有等)

3つの柱

柱2

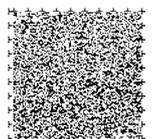
相談・寄り添い支援 体制の確立

- ① 複合・複雑ケースへの困りごとや相談者の意向の明確化(適切な情報収集・分析)
- ② 自ら相談できない方などへのアウトリーチによる相談支援
- ③ 継続的に関わり、つながり続ける息の長い伴走型支援
- ④ 外部(専門家)からの指導・アドバイスによる相談支援過程の検証

柱3

職員・相談員の育成

- ① 地域共生社会が掲げる理念や目指す方向性の理解
- ② 高齢・障がい・子ども・生活困窮など専門分野ごとの制度の相互理解
- ③ 計画的な人事配置・福祉人材の登用
- ④ 事例集作成によるノウハウの蓄積と継承

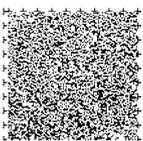
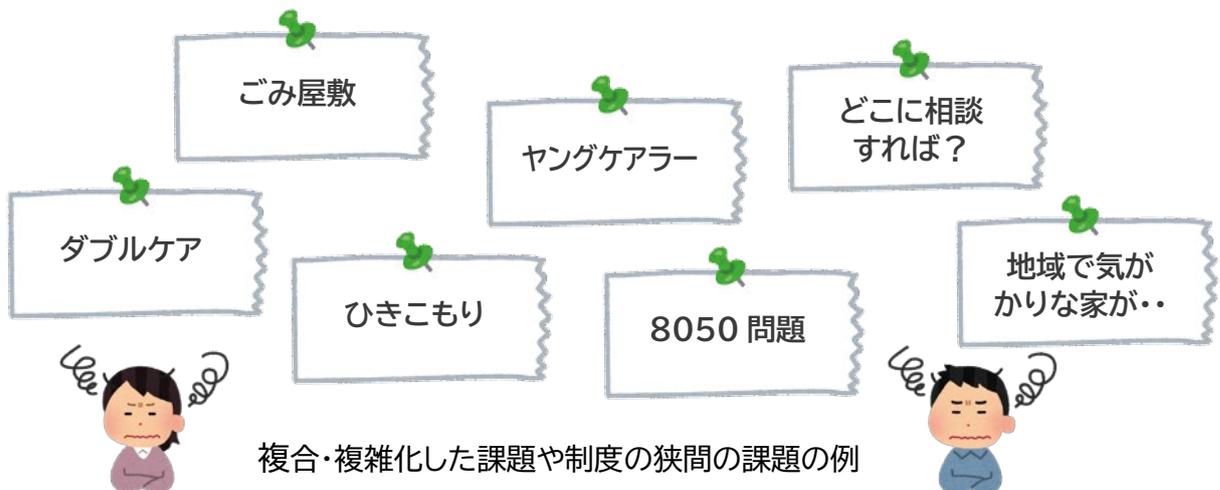


(3) 組織・分野横断的な連携体制

既存の制度や単独の支援機関では支援につながらない、ひいては支援が受けられない複合・複雑化した課題や、制度の狭間のニーズに対しては、多機関(行政・社会福祉協議会・各専門機関・NPO 法人等)が協働することが必要です。

複雑化した課題等に対して、“福祉まるごと相談課”への直接相談のほか、既存の各相談窓口や地域・その他支援機関等からの連絡により、“福祉まるごと相談課”が多機関協働の**旗振り・調整役**を担い、以下の支援会議・重層的支援会議(行政機関及び案件に応じた関係機関等で構成)を開催・運用します。これらの会議で課題の解きほぐしや支援の方向性を検討するとともに、各分野が有している専門性やノウハウを活かしながら、チームでの支援の実施につなげていきます。

会議	法規定等	考え方・会議の役割
支援会議	社会福祉法第106条の6に規定された会議	守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討等が可能 ① 気になる事案の情報提供・共有 ② 支援方針への理解 ③ 緊急性がある事案への対応
重層的支援会議	多機関協働事業において実施	関係機関相互の連携や本人同意を得たケースのプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議 ① プランの適切性の協議 ② 支援提供者によるプランの共有 ③ プラン終結時等の評価



(4) 区職員の意識改革・醸成

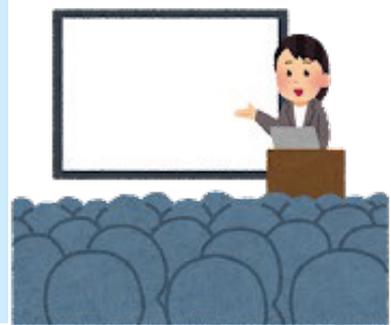
重層的支援体制整備事業に関する理解を深め、組織・分野横断的に連携していくためには、まずは全管理職を含む区職員の意識改革・醸成が不可欠です。

既存の組織の強みを活かしつつ、今後、足立区版重層的支援体制を確立していくため、管理職を含め全職員に研修を実施していきます。

研修実施に際しては、オンラインツールを用いた研修、重層的支援体制整備に特に中心的に関わる所管への対面研修のほか、外部講師(有識者)講演による機運醸成など、創意工夫しながら実施していきます。

【研修メニュー例】

- ① 地域共生社会の理念、重層的支援体制整備事業に対する理解
- ② 複合・複雑ケースへの支援・事例共有
- ③ 専門分野ごとの制度の相互理解
- ④ 多機関協働の推進(支援会議・重層的支援会議の運用等)



(5) 今後の課題

足立区版重層的支援体制を確立させていくため、本計画の中間見直し時期の令和8年度までに、庁内各課・関係機関との連携のもと、以下の課題に取り組んでいきます。

課題① 職員全体の意識改革 【令和6年度から実施】

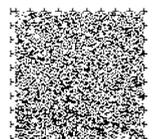
上記(4)の研修を通じて、担当所管事務や職種に捉われず、“足立区全体の課題として解決に向けて一緒に考えていく”という意識への改革

課題② 確固たる連携 【令和6年度から実施】

- ア 包括的相談窓口の効果的な周知と個別説明による地域福祉に携わる事業者・関係機関との連携を強化
- イ 福祉・保健衛生・子ども・子育て分野など地域保健福祉の中核を担う部署間での支援会議・重層的支援会議の効果的な運営

課題③ 適切な情報管理 【令和8年度目標】

適切な相談履歴・支援過程情報の管理や共有、ノウハウの蓄積など重層的支援体制確立に向けたシステムの導入



4 重層的支援体制整備事業実施計画

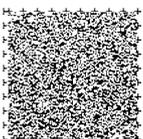
社会福祉法第106条の5では、区市町村が重層的支援体制整備事業を実施するにあたっては、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めるものとされています(努力義務)。

今後、足立区においても令和6年度に「重層的支援体制整備事業実施計画」を新たに策定し、重層的支援体制整備事業をより一層計画的に進めていきます。

また、「重層的支援体制整備事業実施計画」は、足立区での重層的支援体制整備に関わる職員や多機関協働にとっての“手引き”も兼ねるものとして策定します。

策定後は、以下の表のとおり、中間見直しに合わせて、「重層的支援体制整備事業実施計画」を「足立区地域保健福祉計画」に統合し、本計画の指標を用いて、PDCAサイクルによる一体的な進捗管理を行っていきます。

計画名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～
足立区地域保健福祉計画							
重層的支援体制整備事業実施計画	新規策定	実施		足立区地域保健福祉計画に統合			



5 重点施策と各施策の関係

重点施策である重層的支援体制整備事業を踏まえながら、各施策を推進していくため、“3つの支援事業”に加えて、“事業を支えるための2つの事業”の計5事業との関連性を、次頁の表のとおり見える化して整理しました。

様々な課題や潜在的ニーズに寄り添い、支援していくため、高齢者保健福祉計画や障がい者計画などの個別計画にて推進する施策を、いかに重層的支援と結び付けて展開していくのか、それぞれの所管でも念頭に置きながら、地域福祉・地域保健を推進していきます。

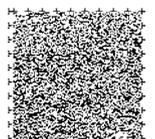
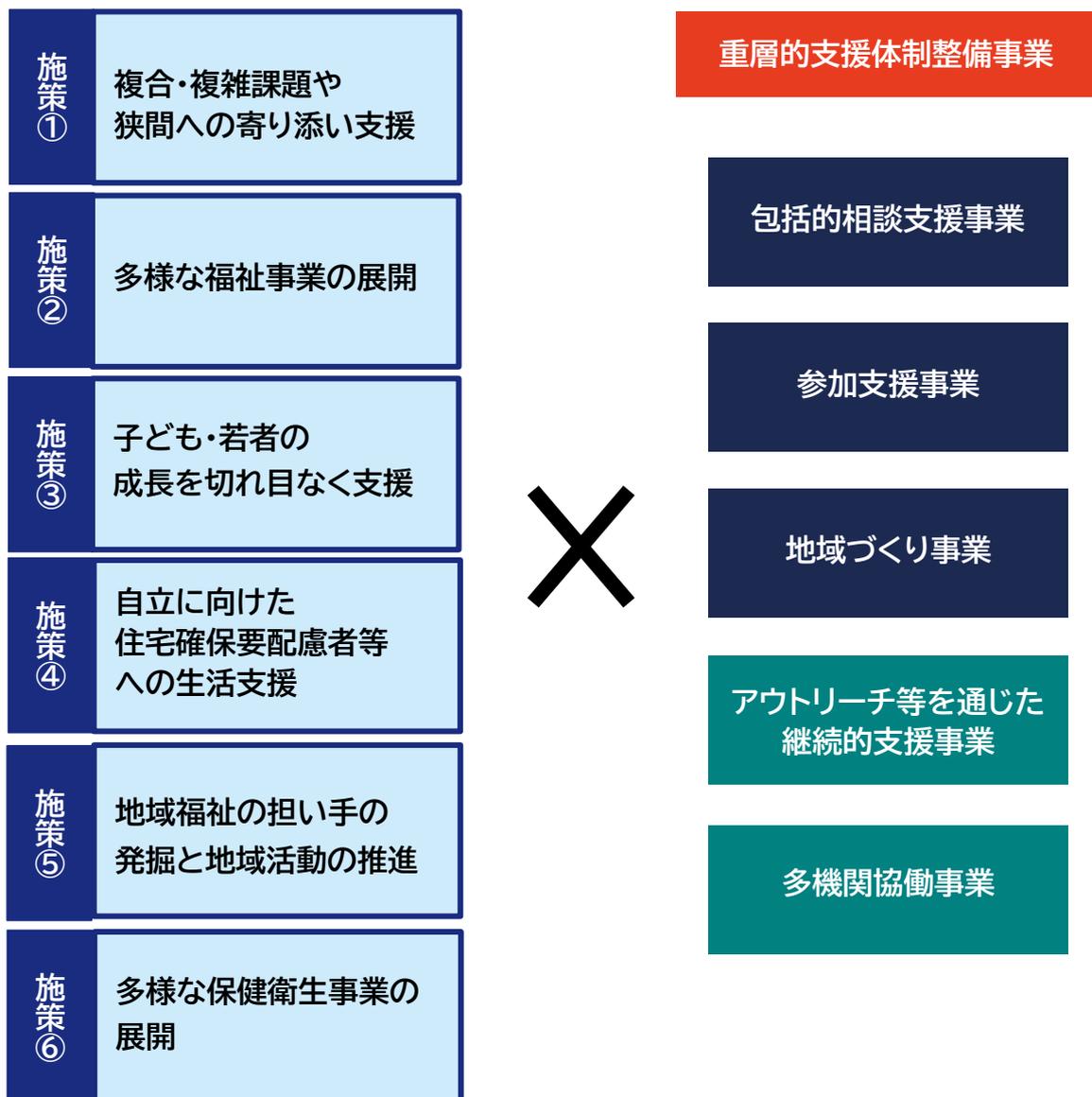
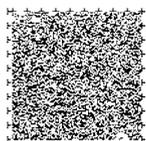


表 重点施策と各施策の関係

【凡例】 ●・● 深く関連する事業

○・○ 今後関連する可能性がある事業

施策群 事業内容		施策①		施策②							施策③			
		1	2	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4
		包括的な相談支援体制の整備	複合的な課題や制度の狭間への支援	高齢者支援	障がい者支援	災害時支援(避難行動要支援者)	権利擁護の推進・虐待防止	生活困窮者支援	ひきこもり支援	外国人支援	子ども・子育て支援	食育支援	不登校対策・ひきこもり支援(再掲)	発達支援
重点施策	重層的支援体制整備における事業 (本計画でのアイコン)													
包括的相談支援事業	包括的相談	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	○	●	●
参加支援事業	参加支援	●	●	●	●		○	●	●	●			●	
地域づくり事業	地域づくり					○				●		●		
アトリー等を通じた継続的支援事業	アウトリーチ	●	●	●	●	●	○			●			●	●
多機関協働事業	多機関協働	●	●	●	●	●	○	●	●			●	○	●



施策③			施策④		施策⑤						施策⑥							
5	6	7	1	2	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8
子どもの貧困対策・若年者支援	ひとり親支援	ヤングケアラー支援	住まい確保の支援・居住支援	就労支援・資格取得支援	民生・児童委員活動	更生保護活動の支援	町会・自治会活動への支援	地域福祉の担い手の育成と連携強化	絆づくり事業	居場所・交流の機会づくり	健康づくりの推進	母子保健事業	自殺対策	感染症対策	食品衛生	環境衛生	医薬衛生	動物との共生
●	○	●	●	○	●						●	●	●					●
●	●			●		●	●	●	●	●	●		●					
●	●		●	●	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●				●
	●			○	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●	●
○		●	○						○	○	●	●	●	●				●

